

## 所管事務調査「子どもの育ちを支える場の形成」について

- 1 旧図書館跡地について、公共施設跡地等活用検討委員会の中で、児童センター機能だけでなく複合的な活用を図っていくという方針が決定した協議の経過が分かる資料について

旧図書館の活用方針に関する協議経過について【資料1】

- 2 児童センターの新ガイドラインについて

児童館ガイドライン【資料2】

児童館ガイドラインについて【資料3】

- 3 子どもの居場所の指針について

こどもの居場所づくりに関する指針【資料4】

- 4 児童センターに係る国の補助制度について

- (1) 次世代育成支援対策施設整備交付金

次世代育成支援対策推進法に規定する交付金に関する内閣府令に規定する「児童福祉施設等」及び「障害児施設等」の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する経費の一部に充てるために国が交付する交付金で、児童センターの改築費用や解体費用に活用する。

・負担割合 国 1/3 県 1/3 市 1/3 など

- (2) こども・子育て支援事業債

こども基本法に基づく、市のこども計画に位置付けた地方単独事業として実施する児童館、保育所などの児童福祉施設の環境改善事業に活用する。

・充当率：90% / 交付税措置率：50%（機能強化を伴う改修）

・事業期間：令和10年度まで（こども・子育て支援加速化プランの実施期間）

- 5 ファミリーサポートセンターの移転の考え方等の詳細が分かる資料について

(1) 現状

亀山児童センターの2階部分を、行政財産目的外使用許可により、子育て支援「かめのこ」が使用し、受託事業としてファミリーサポートセンター事業を実施している。

(2) 課題

児童センター機能とファミリーサポートセンター事業が連携を図り、事業を充実させるためには、より広い活動スペースが必要である。

(3) 旧図書館への移転により期待できる効果

国においては、令和3年度からファミリーサポートセンター事業について提供会員の確保の促進や、安心して子どもの預かり等を実施するため、地域子育て支援拠点等と連携を行った場合の加算を子ども・子育て支援交付金に創設した。当市においても、児童センター機能とファミリーサポートセンター事業が連携することで、当該事業の充実が期待できる。

## 旧図書館の活用方針に関する協議経過について

### 1. 検討組織

#### (1) 名称

亀山市公共施設跡地等活用検討委員会

#### (2) 設置目的等

公共施設の用途廃止や移転等によって生じる施設跡地や未利用施設の活用等について検討する全庁的な組織として令和5年2月に設置

#### (3) 委員

副市長(委員長)、総務財政部長(副委員長)、政策部長、市民文化部長、健康福祉部長、子ども未来部長、産業環境部長、建設部長、上下水道部長、教育部長

### 2 開催状況等

#### (1) 令和4年度第1回会議

開催日時 令和5年2月21日

協議概要 (旧図書館の活用に係る内容を抜粋)

- 旧図書館は、建築から40年以上が経過し、空調設備等の故障は多いが、建物本体に大きな問題はなく、使用に支障はない。
- 旧図書館は、亀山公園内に設置されていることから、都市公園法において用途が限られている。主な用途としては、図書館をはじめとする公園施設のほか、都市公園を占有できる施設として、保育所、放課後デイサービス施設、学童保育所、老人福祉センター、認定こども園等がある。
- 市の維持管理費が発生しない民間資本による施設利用についても検討すべきではないか。
- 青少年研修センターなど老朽化している亀山公園内の各施設の将来的な在り方を含めて検討する必要がある。

#### (2) 令和5年度第1回会議

開催日時 令和5年8月24日

協議概要 (旧図書館の活用に係る内容を抜粋)

※意見照会の結果、活用希望があった課から提案

- ①子ども未来課（児童センターとしての活用）
  - ②防災安全課（防災備蓄倉庫や福祉避難所としての活用）
  - ③都市整備課（公園管理事務所としての活用）
- 現児童センターは施設の老朽化による課題を抱えており、児童センターとして活用する場合は、施設改修等に国・県の補助金も活用できることから、児童センターとしての活用を優先的に検討していく。
- 児童センターに限らず、複合的機能を持つ施設として、防災安全課及び都市整備課から提案のあった活用についても併せて検討していく。

### （3）令和5年度第2回会議

開催日時 令和5年11月24日

協議概要（旧図書館の活用に係る内容を抜粋）

- ※活用提案があった課において調整した結果として、旧図書館を児童センターとして活用し、防災備蓄倉庫等の機能を付加することを提案
- 公園管理事務所としての活用については、他の活用方法を優先すべきと判断し対象から外した。
- 旧図書館は、児童センターとして活用することとする。また、災害時における福祉避難所や災害用備蓄品の保管場所とするほか、長期休暇中における子どもの居場所づくり事業においても利用するなど、複合的な活用を図ることとする。
- 今後は事業化に向けて、担当課において具体的な整備内容やスケジュール等を関係課と調整し進めていくこととする。

こ成環第300号  
令和6年12月3日

各都道府県知事  
各指定都市市長 殿  
各中核市市長

こども家庭庁成育局長

### 児童館ガイドラインの改正について（通知）

児童館は、児童福祉施設として、こども・子育て支援及びこどもの健全育成の推進の役割を担っているところ、「こども基本法」（令和4年法律第77号）及び「こどもの居場所づくりに関する指針」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、こどもの居場所としての更なる機能強化が期待されている。これらを踏まえ、児童館ガイドラインを改正し、令和7年4月1日から運用することとしたので、通知する。

貴職におかれては、今般の改正内容について御了知の上、管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関及び施設・事業者等に対して周知いただくとともに、その運用に遺漏のないようお願いする。

本通知の運用開始に伴い、旧通知（「児童館ガイドラインの改正について」（平成30年10月1日子発1001第1号厚生労働省子ども家庭局長通知））は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

# 「児童館ガイドライン」（改正後全文）

## 第1章 総則

### 1 理念

児童館は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）に掲げられた精神及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）並びにこども基本法（令和4年法律第77号）の理念にのっとり、こどもの心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化する児童福祉施設である。ゆえに児童館はその運営理念を踏まえて、国及び地方公共団体や保護者をはじめとする地域の人々とともに、年齢や発達の程度に応じて、こどもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるようこどもの育成に努めなければならない。

### 2 目的

児童館は、18歳未満のすべてのこどもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、こどもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的とする施設である。

### 3 施設特性

#### (1) 施設の基本特性

児童館は、こどもが、その置かれている環境や状況に関わりなく、権利の主体であることを実感しつつ、自由に来館して過ごすことができる児童福祉施設である。児童館がその役割を果たすためには、次のことを施設の基本特性として充実させることが求められる。

- ① こどもが自らの意思でひとりでも利用することができる。
- ② こどもが遊ぶことができる。
- ③ こどもが安心してくつろぐことができる。
- ④ こども同士にとって出会いの場になることができる。
- ⑤ 年齢等の異なるこどもと一緒に過ごし、活動を共にすることができる。
- ⑥ こどもが困ったときや悩んだときに、相談したり助けてもらえたりする職員がいる。

#### (2) 児童館における遊び

こどもの日常生活には家庭・学校・地域という生活の場がある。こどもはそれぞれの場で人やものに関わりながら、遊びや学習、休息や団らん、文化的・社会的な体験活動などを行う。特に、遊びは、生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中にこどもの発達を増進する重要な要素が含まれている。

#### (3) 児童館の特性

児童館における遊び及び生活を通じた健全育成には、こどもの心身の健康増進を図り、知的・社会的適応能力を高め、情操をゆたかにするという役割がある。このことを

踏まえた児童館の特性は以下の3点である。

① 拠点性

児童館は、地域におけるこどものための拠点（館）である。

こどもが自らの意思で利用でき、自由に遊んだりくつろいだり、年齢の異なるこども同士と一緒に過ごすことができる。そして、それを支える「児童の遊びを指導する者」（以下「児童厚生員」という。）がいることによって、こどもの居場所となり、地域の拠点となる。

② 多機能性

児童館は、こどもが自由に時間を過ごし遊ぶ中で、こどものあらゆる課題に直接関わることができる。これらのことについてこどもと一緒に考え、対応するとともに、必要に応じて関係機関に橋渡しすることができる。そして、こどもが直面している福祉的な課題に対応することができる。

③ 地域性

児童館では、地域の人々に見守られた安心・安全な環境のもとで自ら成長していくことができ、館内のみならずこどもの発達に応じて地域全体へ活動を広げていくことができる。そして、児童館は、地域の住民と、こどもに関わる関係機関等と連携して、地域におけるこどもの健全育成の環境づくりを進めることができる。

#### 4 社会的責任

- (1) 児童館は、職員自ら進んでこどもの権利について学習を行った上で、活動や支援をする必要がある。
- (2) 児童館は、こどもの人権に十分に配慮し権利擁護に努めるとともに、こども一人ひとりの人格を尊重し、こどもに影響のある事柄に関して、こどもが意見を述べ参加することを保障する必要がある。
- (3) 児童館は、こどもの権利が侵害される事案が発生した場合の対応方法について定め、あらかじめこどもに周知しておき、事案発生時には適切に対応する必要がある。
- (4) 児童館は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に児童館が行う活動内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- (5) 児童館は、こどもの利益に反しない限りにおいて、こどもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければならない。
- (6) 児童館は、こどもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。

## 第2章 こども理解

本章では、児童館の対象となるこどもの発達を理解するための基礎的視点を示している。児童館では、こどもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて、一人ひとりの心身の状態を把握しながらこどもの育成に努めることが求められる。

### 1 乳幼児期

乳幼児は、大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることにより、情緒が安定するとともに、人への信頼感が育つ。そして、身近な環境に興味や関心を持ち、自発的に働きかけるなど、次第に自我が芽生える。

乳幼児は、大人との信頼関係を基にして、こども同士の関係を持つようになる。この相互の関わりを通じて、身体的な発達及び知的な発達とともに、情緒的、社会的及び道徳的な発達が促される。特に、乳幼児は遊びを通して仲間との関係性を育む。この時期に多様な経験により培われた豊かな感性、好奇心、探究心や思考力は、その後の生活や学びの基礎となる。

## 2 児童期

6歳から12歳は、こどもの発達の時期区分において幼児期と思春期との間にあり、児童期と呼ばれる。児童期のこどもは、知的能力や言語能力、規範意識等が発達し、身長や体重の増加に伴って体力が向上する。これに伴い、多様で創意工夫が加わった遊びを創造できるようになる。

おおむね6歳～8歳には、読み・書き・計算の基本的技能の習得が始まり、成長を実感する一方で、幼児期の特徴を残している。大人に見守られる中で努力し、自信を深めていくことができる。

おおむね9歳～10歳には、抽象的な言語を用いた思考が始まり、学習面でのつまずきもみられ始める。同年代の仲間や集団を好み、大人に頼らずに行動しようとする。

おおむね11歳～12歳には、知識が広がり、計画性のある生活を営めるようになる。思春期・青年期の発達の特徴の芽生えが見られ、遊びの内容や仲間集団の構成が変化し始める。自立に向けて少人数の仲間ができ、個人的な関係を大切に始める。

## 3 思春期

13歳から18歳は、発達の時期区分では思春期であり、自立へ向かう時期である。この時期の大きな特徴は、自己と他者との違いを意識しながら、アイデンティティの確立に思い悩み、将来に対して大きな不安を感じることである。児童館は、中学生、高校生等のこども（以下「中・高校生世代」という。）が集い、お互いの気持ちを表現し合うことにより、自分と仲間に対して信頼と安心を抱き、安定した生活の基盤を築くことができる。

文化的・芸術的活動、レクリエーション等に、自らの意思で挑戦することを通して、成長することができる。自己実現の場を提供し、その葛藤や成長に寄り添い、話を聴くことで、心配や不安を軽減し、喜びを共有するような役割が求められる。自己効力感や自己肯定感の醸成も自立に向かうこの時期には重要である。

## 第3章 児童館の機能・役割

本章では、児童館の理念と目的に基づく機能・役割を5項目に区分して示している。この章は、第4章の活動内容と合わせて理解することが求められる。

### 1 遊び及び生活を通じたこどもの発達の増進

こどもは、遊びやくつろぎ、出会い、居場所、大人の助けなどを求めて児童館を利用する。その中で、こどもは遊びや友達、児童厚生員との関わりなどを通じて、権利の主体であることを実感し、自主性、社会性、創造性などを育てていく。

児童厚生員は、こども一人ひとりと関わり、こどもが自ら遊びたいことを見つけ、楽しく過ごせるように援助し、こどもの遊びや日常生活を支援していく。

特に遊びの場面では、児童厚生員がこどもの感情・気分・雰囲気や技量の差などに心を配り、こども同士が遊びを通じて成長し合えるように援助することが求められる。

そのため、児童厚生員は一人ひとりのこどもの発達特性を理解し、遊び及び生活の場での継続的な関わりを通して適切な支援をし、発達の増進に努めることが求められる。

## 2 こどもの安定した日常生活の支援

児童館は、こどもの遊びの拠点と居場所となることを通して、その活動の様子から、必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることによって、こどもの安定した日常生活を支援することが大切である。

児童館がこどもにとって日常の安定した生活の場になるためには、最初に児童館を訪れたこどもが「来てよかった」と思え、利用しているこどもがそこに自分の求めている場や活動があって、必要な場合には援助があることを実感できるようになっていることが必要となる。そのため、児童館では、訪れるこどもの心理と状況に気付き、こどもと信頼関係を築く必要がある。

## 3 こどもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応

こどもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生を予防し、かつ早期発見に努め、専門機関と連携して適切にソーシャルワークを展開すること。その際、児童館を利用するこどもや保護者の様子を観察することや、こどもや保護者と一緒になって活動していく中で、普段と違ったところを感じ取ることが大切である。これらを円滑に進めるための基盤は、児童館で展開される遊びである。遊びにより、こどもや保護者を惹きつけ、こどもの気持ちや、その中にある課題等を表現しやすくする環境をつくることができると考えられる。

## 4 子育て家庭への支援

子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援すること。

その際、地域や家庭の実態等を十分に考慮し、保護者の気持ちを理解し、その自己決定を尊重しつつ、相互の信頼関係を築くことが大切である。

また、乳幼児を対象とした活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促進する。

さらに、地域における子育て家庭を支援するために、地域の子育て支援ニーズを把握するよう努める。

## 5 こどもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進

地域組織活動の育成を支援し、こどもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域のこどもを健全に育成する拠点としての役割を担うこと。

その際、地域のこどもの健全育成に資するボランティア団体や活動と連携し、地域で子育てを支え合う環境づくりに協力することが求められる。

## 第4章 児童館の活動内容

本章では、第3章の児童館の機能・役割を具体化する主な活動内容を8項目に分けて示している。実際の活動に当たっては、この章を参照しながら、こどもや地域の実情を具体的に把握し、創意工夫して取り組むことが望まれる。

### 1 遊びによるこどもの育成

- (1) こどもにとっては、遊びが生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中にこどもの発達を増進する重要な要素が含まれている。このことを踏まえ、こどもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒をゆたかにするよう援助すること。
- (2) 児童館は、こどもが自ら選択できる自由な遊びを保障する場である。それを踏まえ、こどもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択したりすることを大切にすること。
- (3) こども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるように援助すること。

### 2 こどもの居場所の提供

- (1) 児童館は、こどもが安全に安心して過ごせる居場所になることが求められる。そのため、自己効力感や自己肯定感が醸成できるような環境づくりに努めるとともに、こどもの自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助を行うこと。
- (2) 児童館は、中・高校生世代も利用できる施設である。受入れに際しては、開館時間等について、実際に利用可能な環境づくりに努めること。また、中・高校生世代は、話し相手や仲間を求め、自分の居場所として児童館を利用するなどの思春期の発達特性をよく理解し、自主性を尊重し、社会性を育むように援助すること。
- (3) 児童館は、災害発生直後には、地域のこどもの一時的な安全確保の場となることが求められる。その後、被災した地域のこどもの居場所・遊び場として機能するよう努めること。その際には、地域住民等との協働により、持続可能な活動を目指すこと。
- (4) こどもの多様なニーズを踏まえ、オンラインやSNSを活用した相談や交流等、新たな居場所づくりも検討すること。
- (5) 児童館を利用した経験のある若者を支援し、若者の居場所づくりに協力することにも配慮すること。
- (6) 児童館は、こどもの居場所づくりにおけるコーディネーターとしての役割が期待されているため、地域住民等が行うこどもの居場所づくりについて、情報収集や助言、連携した取組の実施等を行うことを検討すること。その際、児童館の施設の利活用やプログラムの提供等も考えられる。

### 3 こどもの権利や意見を尊重した活動の実施

- (1) こどもたちが日常の遊びや生活の中で、こどもの権利を理解できるような環境や機会を設けること。また、保護者とこどもがともにこどもの権利について学ぶことができるように努めること。
- (2) こどもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう、意見形成への支援・意見聴取を行い、意見反映に努めること。
- (3) 児童館の活動や地域の行事、多様な社会的活動にこどもが参加・参画して自由に意見を述べるができるようにすること。
- (4) こどもの話し合いの場を計画的に設け、こども同士の役割分担を支援するなど、自分たちで活動を作り上げることができるように援助すること。
- (5) こどもの自発的活動を継続的に支援し、こどもの視点や意見が児童館の運営や地域の活動に生かせるように努めること。

### 4 配慮を必要とするこどもへの対応

- (1) 障害のあるこどもへの対応は、障害の有無にかかわらずこども同士がお互いに協力できるよう活動内容や環境について配慮すること。
- (2) 家庭や友人関係等に悩みや課題を抱えるこどもへの対応は、家庭や学校等と連絡をとり、適切な支援をし、児童館が安心できる居場所となるように配慮すること。
- (3) こどもの間でいじめ等の関係が生じないように配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期対応に努め、児童厚生員等が協力して適切に対応すること。
- (4) こどもの状況や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村（特別区を含む。以下同じ。）や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で協議するなど、適切に対応することが求められること。
- (5) 児童虐待が疑われる場合には、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して適切な対応を図ること。
- (6) こどもに福祉的な課題があると判断した場合には、地域のニーズを把握するための包括的な相談窓口としての機能を生かし、地域や学校、要保護児童対策地域協議会、その他相談機関等の必要な社会資源との連携により、適切な機関や居場所等につなぐ等の支援を行うこと。
- (7) 障害のあるこどもの利用に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮に努めること。
- (8) インクルージョン（包容・参加）の観点から障害のあるこどもや、社会的・文化的な困難を抱えるこども等へ必要な配慮を行うこと。

### 5 子育て支援の実施

- (1) 保護者の子育て支援
  - ① こどもとその保護者が、自由に交流できる場を提供し、交流を促進するように配慮すること。
  - ② こどもの発達上の課題について、気軽に相談できるような子育て支援活動を実施

し、保護者が広く地域の人々との関わりをもてるように支援すること。

- ③ 児童虐待の予防に心掛け、保護者の子育てへの不安や課題には関係機関と協力して継続的に支援するとともに、必要に応じ相談機関等につなぐ役割を果たすこと。
- ④ 児童館を切れ目のない地域の子育て支援の拠点として捉え、妊産婦の利用など幅広い保護者の子育て支援に努めること。

## (2) 乳幼児支援

- ① 乳幼児は保護者とともに利用する。児童館は、保護者と協力して乳幼児を対象とした活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促進すること。
- ② 子育て支援活動の実施に当たっては、こどもの発達課題や年齢等を十分に考慮して行うこと。また、計画的・定期的実施することにより、こどもと保護者との関わりを促すこと。さらに、参加者が役割分担をするなどしながら主体的に運営できるように支援すること。

## (3) 乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取組

- ① 子育てにおける乳幼児と保護者の体験を広げ、こどもへの愛情を再認識する機会になるとともに、中・高校生世代等のこどもを乳幼児の成長した姿と重ね合わせる機会となるよう取り組むこと。
- ② 中・高校生世代をはじめ、小学生も成長段階に応じてこどもを生き育てることの意義を理解し、こどもや家庭の大切さを理解することが期待できるため、乳幼児と触れ合う機会を広げるための取組を推進すること。
- ③ 実施に当たっては、乳幼児の権利と保護者の意向を尊重し、学校・家庭や児童館等を拠点とする地域組織活動等との連携を図りつつ行うこと。

## (4) 地域の子育て支援

- ① 地域の子育て支援ニーズを把握し、包括的な相談窓口としての役割を果たすように努めること。
- ② 子育て支援ニーズの把握や相談対応に当たっては、保育所、学校等と連携を密にしながら行うこと。
- ③ 地域住民やNPO、関係機関と連携を図り、協力して活動するなど子育てに関するネットワークを築き、子育てしやすい環境づくりに努めること。

## 6 地域の健全育成の環境づくり

- (1) NPO、関係機関等と連携を図り、こどもの権利に関する情報提供等の啓発に努める。
- (2) 児童館の活動内容等を広報するとともに、地域の様々なこどもの育成活動に協力するなど、児童館活動に関する理解や協力が得られるように努めること。
- (3) 児童館を利用するこどもが地域住民と直接交流できる機会を設けるなど、地域全体で健全育成を進める環境づくりに努めること。
- (4) こどもの健全育成を推進する地域の児童福祉施設として、児童館等を拠点とする地

域組織活動等の協力を得ながら、その機能を発揮するように努めること。

- (5) 地域の児童遊園や公園、こどもが利用できる施設等を活用したり、児童館がない地域に出向いたりして、遊びや児童館で行う文化的活動等の体験の機会を提供するように努めること。

## 7 ボランティア等の育成と活動支援

- (1) 児童館を利用するこどもが、ボランティアリーダーとして仲間と積極的に関わる中で組織的に活動し、児童館や地域社会で自発的に活動できるように支援すること。
- (2) 児童館を利用するこどもが、ボランティアとして適宜、活動できるように育成・援助し、成人になっても児童館とのつながりが継続できるようにすること。
- (3) 地域住民が、ボランティア等として児童館の活動に参加できる機会を提供し、地域社会でも自発的に活動ができるように支援すること。
- (4) 中・高校生世代、大学生等を対象としたボランティアの育成や職場体験、施設実習の受入れなどに努めること。

## 8 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の実施と連携

- (1) 児童館で放課後児童クラブを実施する場合には、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）及び放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年雇児発 0331 第 34 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づいて行うよう努め、児童館の持つ機能を生かし、次のことに留意すること。
  - ① 児童館に来館するこどもと放課後児童クラブに在籍するこどもが交流できるよう遊びや活動に配慮すること。
  - ② 多数のこどもが同一の場所で活動することが想定されるため、児童館及び放課後児童クラブのそれぞれの活動が充実するよう、遊びの内容や活動場所等について配慮すること。
  - ③ 放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用すること。
- (2) 児童館での活動に、近隣の放課後児童クラブのこどもが参加できるように配慮するとともに、協力して行事を行うなどの工夫をすること。

## 第 5 章 児童館の職員

本章では、すべての児童館職員に関わる児童館活動及び運営に関する主な業務と館長、児童厚生員のそれぞれの職務について示すとともに、児童館の社会的責任に基づく職場倫理のあり方と運営内容向上のための研修等について記述している。児童館職員は、児童福祉施設としての特性を理解して、職務に取り組むことが求められる。

### 1 児童館活動及び運営に関する業務

- (1) 児童館の目標や事業計画、活動計画を作成する。
- (2) 遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓を行う。

- (3) 活動や事業の結果を職員間で共有し振り返り、充実・改善に役立てる。
- (4) 運営に関する申合せや引継ぎ等のための会議や打合せを行う。
- (5) 日常の利用状況や活動の内容等について記録する。
- (6) 業務の実施状況や施設の管理状況等について記録する。
- (7) 広報活動を通じて、児童館の内容を地域に発信する。

## 2 館長の職務

児童館には館長を置き、主な職務は以下のとおりとする。

- (1) 児童館の利用者の状況を把握し、運営を統括する。
- (2) 児童厚生員が業務を円滑に遂行できるようにする。
- (3) 子育てを支援する人材や組織、地域の社会資源等との連携を図り、子育て環境の充実に努める。
- (4) 利用者からの苦情や要望への対応を職員と協力して行い、運営や活動内容の充実と職員の資質の向上を図る。
- (5) 子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携して解決に努める。
- (6) 必要に応じこどもの健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

## 3 児童厚生員の職務

児童館には児童厚生員を置き、主な職務は以下のとおりとする。なお、こどもや保護者と関わる際には、利用者の気持ちに寄り添った支援が求められる。

- (1) こどもの育ちと子育てに関する地域の実態を把握する。
- (2) こどもの遊びを援助するとともに、遊びや生活に密着した活動を通じてこども一人ひとりとこども集団の主体的な成長を支援する。
- (3) 発達や家庭環境などの面で特に援助が必要なこどもへの支援を行う。
- (4) 地域のこどもの活動や、子育て支援の取組を行っている団体等と協力して、こどもの遊びや生活の環境を整備する。
- (5) 児童虐待を防止する観点から保護者等利用者への情報提供などを行うとともに、早期発見に努め、対応・支援については市町村や児童相談所と協力する。
- (6) こどもの活動の様子から配慮が必要とされるこどもについては、個別の記録をとり継続的な援助ができるようにする。
- (7) 子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携して解決に努める。

## 4 児童館の職場倫理

- (1) 職員は倫理規範を尊重し、常に意識し、遵守することが求められる。また活動や指導内容の向上に努めなければならない。これは、児童館で活動するボランティアにも求められることである。
- (2) 職員に求められる倫理として、次のようなことが考えられる。
  - ① こどもの人権尊重と権利擁護、こどもの性差・個人差への配慮に関すること。
  - ② 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な取扱の禁止に関すること。
  - ③ こどもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること。

- ④ 個人情報の取扱とプライバシーの保護に関すること。
- ⑤ 保護者、地域住民への誠意ある対応と信頼関係の構築に関すること。
- (3) こどもに直接関わる大人として身だしなみに留意すること。
- (4) 明文化された児童館職員の倫理規範を持ち、利用者に公開すること。

## 5 児童館職員の研修

- (1) 児童館の職員は、積極的に資質の向上に努めることが必要である。
- (2) 児童館の運営主体は、様々な機会を活用して研修を実施し、職員の資質向上に努めなければならない。また、職員によるこどもの権利に関する学習の機会を保障することに努める。
- (3) 市町村及び都道府県は、児童館の適切な運営を支えるよう研修等の機会を設け、館長、児童厚生員等の経験やこどもの意見、ニーズに応じた研修内容にも配慮すること。
- (4) 研修が日常活動に生かされるように、職員全員がこどもの理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けること。

## 第6章 児童館の運営

本章では、「児童館の設置運営について」（平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知。以下、「設置運営要綱」という。）等に基づいて、児童館の設備と運営主体・運営管理のあり方について記述している。

児童館を管理監督する自治体は、本ガイドラインの全体を理解した上で、児童館の運営主体や児童館職員に対して、児童館ガイドラインの普及啓発や研修に努めること。また、児童館の運営主体は、本ガイドラインの全体を理解して、適正な運営に努めることが求められる。

### 1 設備

児童館活動を実施するために、以下の設備・備品を備えること。

- (1) 集会室、遊戯室、図書室、相談室、創作活動室、便所、事務執行に必要な設備のほか、必要に応じて、以下の設備・備品を備えること。
  - ① 静養室及び放課後児童クラブ室等
  - ② 中・高校生世代の文化活動、芸術活動等に必要なスペースと備品等
  - ③ こどもの年齢や発達段階に応じた活動に必要な遊具や備品等
- (2) 乳幼児や障害のあるこどもの利用に当たって、安全を確保するとともに利用しやすい環境に十分配慮し、必要に応じ施設の改善や必要な備品等を整備すること。

### 2 運営主体

- (1) 児童館の運営については、こどもの福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤と運営体制を有し、継続的・安定的に運営できるよう努めること。
- (2) 運営内容について、自己評価を行い、その結果を公表するよう努め、評価を行う際には、利用者や地域住民等の意見を取り入れるよう努めること。また、こどもだけで

利用できる施設である特性を鑑みて、第三者評価の受審に努め、その評価結果は公表すること。

- (3) 市町村が他の者に運営委託等を行う場合には、その運営状況等について継続的に確認・評価し、十分に注意を払うこと。

### 3 運営管理

#### (1) 開館時間

- ① 開館日・開館時間は、対象となるこどもの年齢、保護者の利用の利便性など、地域の実情に合わせて設定すること。
- ② 学校の状況や地域のニーズに合わせて柔軟に運営し、不規則な休館日や開館時間を設定しないようにすること。

#### (2) 利用するこどもの把握・保護者との連絡

- ① 児童館を利用するこどもについて、住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を、必要に応じて登録するなどして把握に努めること。
- ② 児童館でのケガや体調不良等については、速やかに保護者へ連絡すること。

#### (3) 運営協議会等の設置

- ① 児童館活動の充実を図るため、こどもの他、児童委員、社会福祉協議会、児童館等を拠点とする地域組織活動等の地域組織の代表者、学識経験者、学校教職員、保護者等を構成員とする運営協議会等を設置し、その意見を聴くこと。
- ② こどもを運営協議会等の構成員にする場合には、会議時間の設定や意見発表の機会等があることを事前に知らせるなどに配慮し、こどもが参加しやすく発言しやすい環境づくりに努めること。
- ③ 運営協議会等は、年間を通して定期的に開催する他、臨時的に対応すべき事項が生じた場合は、適宜開催すること。

#### (4) 運営管理規程と法令遵守

- ① 事業の目的及び運営の方針、利用するこどもの把握、保護者との連絡、事故防止、非常災害対策、こどもや保護者の人権への配慮、こどもの権利擁護（事業所において児童虐待等が行われた際の対応を含む）、守秘義務、個人情報の管理等の重要事項に関する運営管理規程を定めること。
- ② 運営管理の責任者を定め、法令を遵守し職場倫理を自覚して職務に当たるよう、以下の項目について組織的に取り組むこと。
  - ア こどもや保護者の人権への配慮、一人ひとりの人格の尊重とこどもの権利擁護
  - イ 虐待等のこどもの心身に有害な影響を与える行為の禁止
  - ウ 国籍、信条又は社会的な身分による差別的取扱の禁止
  - エ 業務上知り得たこどもや家族の秘密の守秘義務の遵守
  - オ 関係法令に基づく個人情報の適切な取扱、プライバシーの保護
  - カ 保護者への誠実な対応と信頼関係の構築

キ 児童厚生員等の自主的かつ相互の協力、研鑽を積むことによる、事業内容の向上  
ク 事業の社会的責任や公共性の自覚

(5) 要望、苦情への対応

- ① 要望や苦情を受け付ける窓口を設け、こどもや保護者に周知し、要望や苦情の対応の手順や体制を整備して迅速な対応を図ること。
- ② 苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られる仕組みを作ること。

(6) 職員体制と勤務環境の整備

- ① 児童館の職員には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第38条に規定する「児童の遊びを指導する者」（児童厚生員）の資格を有する者を2人以上置き、必要に応じその他の職員を置くこと。また、児童福祉事業全般との調整が求められるため、「社会福祉士」資格を有する者の配置も考慮すること。
- ② 児童館の運営責任者は、職員の勤務状況等を把握し、また、職員が健康・安全に勤務できるよう、健康診断の実施や労災保険、厚生保険や雇用保険に加入するなど、その勤務環境の整備に留意すること。また、安全かつ円滑な運営のため、常に児童厚生員相互の協力・連携がなされるよう配慮すること。

## 第7章 こどもの安全対策・衛生管理

本章では、児童館における事故やケガ、交通事故の防止や対応、感染症や防災・防火・防犯等の安全対策について記述している。なお、安全対策には危機管理として危険の予測・防止の取組、発生した場合の適切な対応等に取り組むべきことが含まれている。

児童館の運営主体は、本章の内容を理解し、設備運営基準に定められた安全計画の策定等をはじめとする取組を行い、適正な運営に努めることが求められる。

### 1 安全管理・ケガの予防

(1) 事故やケガ、置き去り事案の防止と対応

こどもの事故やケガを防止するため、安全対策、安全学習、安全点検と補修、緊急時の対応等に留意し、その計画や実施方法等について整えておくこと。

また、児童館外での活動等において、公共交通機関を利用する場合や自動車を運行する場合は、こどもの乗車・降車の際に、視認に加え、点呼等で確実に所在を確認する。

(2) 交通事故の防止

利用者に対して遊びによる育成の一環として、交通安全について啓発し、交通事故を防止する。

(3) 施設・遊具の安全点検・安全管理

- ① 日常の点検は、安全点検簿やチェックリスト等を設け、施設の室内及び屋外・遊具等の点検を毎日実施すること。その安全点検の対象には、児童館としての屋外活動も含まれる。
- ② より詳細な点検を定期的に行うこと。定期的な点検に当たっては、記録をとり、改善すべき点があれば迅速に対応すること。
- ③ こどもに施設・遊具の適切な利用方法を伝え、安全に遊べるようにすること。

#### (4) 事故やケガの緊急時対応

- ① 緊急時の連絡先(救急車他)や地域の医療機関等についてあらかじめ把握して、職員全員で共有する。緊急時には速やかに対応できるようマニュアルを作成し、それに沿った訓練を行うこと。
- ② こどものケガや病気の応急処置の方法について、日頃から研修や訓練に参加し、AED(自動体外式除細動器)、「エピペン®」等の知識と技術の習得に努めること。また、緊急時の応急処置に必要な物品についても常備しておくことが重要であり、AEDの設置が望ましい。
- ③ 事故やケガの発生時には、直ちに保護者への報告を行うこと。
- ④ 事故やケガの発生時には、事故報告書を作成し、市町村に報告すること。

## 2 アレルギー対策

- (1) アレルギー疾患のあるこどもの利用に当たっては、保護者と協力して適切な配慮に努めること。
- (2) 児童館で飲食を伴う活動を実施するときは、事前に提供する内容について具体的に示し周知を行い、誤嚥事故や食物アレルギーの発生予防に努めること。特に、食物アレルギーについては、こどもの命に関わる事故を起こす可能性もあるため、危機管理の一環として対応する必要がある。そのため、保護者と留意事項や緊急時の対応等(「エピペン®」の使用や消防署への緊急時登録の有無等)についてよく相談し、職員全員が同様の注意や配慮ができるようにしておくこと。

## 3 感染症対策等

- (1) 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努めること。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて、市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐこと。
- (2) 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ児童館としての対応方針を定めておくこと。また、業務継続計画を定めておくことが望ましい。なお、こどもの感染防止のために臨時に休館しなければならないと判断する場合は、市町村と協議の上で実施し、学校等関係機関に連絡すること。

## 4 防災・防犯対策

- (1) マニュアルの策定  
災害や犯罪の発生時に適切な対応ができるよう、防災・防犯に関するマニュアル等を

策定し、施設・設備や地域環境の安全点検、職員並びに関係機関が保有する安全確保に関する情報の共有等に努めること。

(2) 定期的な訓練

定期的に避難訓練等を実施し、非常警報装置（学校 110 番・非常通報体制）や消火設備等（火災報知機、消火器）を設けるなどの非常事態に備える対応策を準備すること。

(3) 地域ぐるみの安全確保

来館時、帰宅時の安全対策について、保護者への協力を呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動等の実施に取り組むこと。この際、平成 30 年 7 月に発出した「放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」を参考にすることが有効である。

(4) 災害への備え

災害発生時には、児童館が地域の避難所となることも考えられるため、必要な物品等を備えるように努めること。また、業務継続計画において児童館の機能・役割の継続について検討し、こどもが安全に安心して過ごすことができる場等が確保されるよう配慮すること。

5 衛生管理

- (1) こどもの感染症の予防や健康維持のため、来館時の手洗いの励行、施設・設備の衛生管理等を行うこと。
- (2) 採光・換気等保健衛生に十分に配慮し、こどもの健康に配慮すること。
- (3) 行事等で食品を提供する場合は、衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止すること。

6 性被害防止

性被害防止のため、こどもの発達段階に応じた啓発を行うこと。また、こども間での性暴力が発生した際に適切かつ迅速に対応できるよう体制を構築する。

第 8 章 家庭・学校・地域との連携

本章では、児童館が家庭・学校・地域及び関係機関等と連携する際の留意事項を記述している。児童館は、地域のこどもの健全育成と子育て家庭を支援する拠点として、地域住民との交流や各関係機関等との情報交換、情報共有を行い、こどもと子育て家庭を支える地域づくりに貢献することが求められる。

1 家庭との連携

- (1) こどもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡をとり適切な支援を行うこと。
- (2) こどもの発達や家庭環境等の面で特に援助が必要なこどもには、家庭とともに、学

校、こどもの発達支援に関わる関係機関等と協力して継続的に援助を行うこと。

- (3) 上記の場合には、必ず記録をとり職員間で共有を図るとともに、継続的な支援につなげるようにすること。

## 2 学校との連携

- (1) 児童館の活動と学校の行事等について、適切な情報交換を行い、円滑な運営を図ること。
- (2) 児童館や学校でのこどもの様子について、必要に応じて適切な情報交換が行えるように努めること。
- (3) 災害や事故・事件等こどもの安全管理上の問題等が発生した場合には、学校と速やかに連絡を取り合い、適切な対応が取れるように連絡体制を整えておくこと。

## 3 地域及び関係機関等との連携

- (1) 児童館の運営や活動の状況等について、地域住民等に積極的に情報提供を行い、理解を得るとともにその信頼関係を築くこと。
- (2) 地域住民等が児童館を活用できるように働きかけることなどにより、児童館の周知を図るとともに、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築くこと。
- (3) こどもの安全の確保、福祉的な課題の支援のため、日頃より警察、消防署、民生委員・児童委員、主任児童委員、児童館等を拠点とする地域組織活動、各種ボランティア団体等地域のこどもの安全と福祉的な課題に対応する社会資源との連携を深めておくこと。
- (4) 要保護児童対策地域協議会に積極的に参加し、関係機関との連携・協力関係を築いておくこと。
- (5) 児童館の施設及び人材等を活用して、放課後子供教室等の地域学校協働活動との連携を図ること。
- (6) 地域及び関係機関等とのネットワークを活用し、地域におけるこどもの居場所づくりの取組をコーディネート（情報収集・発信や調整等）することに努めること。

## 第9章 大型児童館の機能・役割

設置運営要綱等に基づく大型児童館には、小型児童館及び児童センターの機能に加えて、都道府県内の小型児童館、児童センター及びその他の児童館（以下「県内児童館」という。）の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を有する「A型児童館」と、小型児童館の機能に加えて、こどもが宿泊しながら自然を生かした遊びを通して協調性、創造性、忍耐力を高める機能を有する「B型児童館」がある。

本章では、これらを含めてこどもの健全育成に資するとともに、それぞれの機能が発揮されるために必要な事項について記述している。

### 1 基本機能

大型児童館は、小型児童館及び児童センターの機能・役割に加えて、固有の施設特性を

有し、こどもの健全育成の象徴的な拠点施設である。また、大型児童館の中には、他の機能を有する施設との併設等その構造や運営に多様なところがあるが、児童福祉施設である児童館の機能が十分に発揮され、こどもの健全育成に資するとともに、それぞれの機能が発揮されるようにすることが求められる。

なお、小型児童館及び児童センターは、こどもが利用しやすいようこどもの生活圏内に設置されることが望まれるが、都道府県内全域に整備されていない地域にあっては、大型児童館が移動児童館として機能を発揮するなどして、児童館のない地域のこどもの遊びの機会を提供することが望ましい。

## 2 県内児童館の連絡調整・支援

県内児童館の指導及び連絡調整等の役割を果たす中核的機能を十分に発揮するために、次の活動に取り組むことが必要である。

- (1) 県内児童館の情報を把握し、相互に利用できるようにすること。さらに、県内児童館相互の連絡、連携を密にし、児童館活動の機能性を向上し充実を図ること。
- (2) 県内児童館の運営等を指導するとともに、児童厚生員及びボランティアを育成すること。
- (3) 県内児童館の連絡協議会等の事務局を設けること。
- (4) 県内児童館の館長や児童厚生員等職員の研修を行うこと。
- (5) 広報誌の発行等を行うことにより、児童館活動の啓発に努めること。
- (6) 県内児童館等を拠点とする地域組織活動の連絡調整を図り、その事務局等を置くこと。
- (7) 大型児童館の活動の質を高めるために、積極的に全国的な研修等への参加機会を確保するとともに、都道府県の域を越えて相互に連携し積極的な情報交換を行うこと。

## 3 広域的・専門的健全育成活動の展開

都道府県内の健全育成活動の水準を維持向上するために、その内容の把握に努め、次の活動に取り組むことが必要である。

- (1) 県内児童館等で活用できる各種遊びのプログラムを開発し、多くのこどもが遊びを体験できるようにその普及を図ること。
- (2) 県内児童館のない地域等に出向き、遊びの提供、子育てや健全育成に関する啓発に努めること。
- (3) 歴史、産業、文化等地域の特色を生かした資料等を公開すること。
- (4) 県内児童館に貸し出すための優良な児童福祉文化財を保有し、情報公開の上、計画的に活用すること。
- (5) ホールやギャラリーなど大型児童館が有する諸室・設備等を活用し、こども向けの演劇やコンサートなど児童福祉文化を高める舞台の鑑賞体験を計画的に行うこと。
- (6) 災害発生時には、県内児童館やこどもの居場所、遊び場に対する支援を行うこと。都道府県域内の支援ネットワークづくりや県内児童館のない地域での遊びの提供、被災したこどもや保護者の保養等を検討すること。

※ 用語等について

- 「地域組織活動」とは、母親クラブ、子育てサークル等、こどもの健全な育成を図るための地域住民の積極的参加による活動をいう。
- 性被害防止のための啓発においては、「生命（いのち）の安全教育」等の活用が考えられる。
- 大型児童館については、設置運営要綱において3つの類型が示されているが、本ガイドラインでは「A型児童館」及び「B型児童館」について記述している。

こ成環第301号  
令和6年12月3日

各都道府県児童館担当課長  
各指定都市児童館担当課長 殿  
各中核市児童館担当課長

こども家庭庁成育局成育環境課長

### 児童館ガイドラインについて（通知）

児童館を通じたこどもの健全育成や子育て支援の推進については、かねてより格別のご配慮をいただいているところですが、こどもの居場所としての更なる機能強化を目指し、児童館ガイドラインを令和7年4月1日付で改正することとしました。

今般の改正は、「こども基本法」（令和4年法律第77号）及び「こどもの居場所づくりに関する指針」（令和5年12月22日閣議決定。以下、「居場所づくり指針」という。）の理念、趣旨や内容を反映することを基本とし、関係法令等の改正や近年の児童館を取り巻く動向、審議会（厚生労働省社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会、こども家庭庁こども家庭審議会こどもの居場所部会・児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会）での議論等を踏まえて行うものです。

主な改正内容は下記の通りですので、御了知の上、管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関及び施設・事業者等に対して周知いただくとともに、児童館職員等に対する研修を実施する等、児童館ガイドラインの円滑な運用にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

### 記

#### 1. 総則関係

##### （1）理念（改正箇所：第1章1）

こども基本法の理念を踏まえた運営が求められることを明確にしたものである。

##### （2）目的（改正箇所：第1章2）

こども基本法において「こども」は、「心身の発達の過程にある者」と定義されている。児童館は児童福祉施設であることから、基本的には児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）における児童（18 歳未満）を対象とする施設であるが、実態としては利用児童の発達過程に応じて支援を継続することがある。このため、第 4 章 2（5）において、こども基本法と児童福祉法の主旨を踏まえたものとして、若者支援にも触れている。

（3）こどもの権利（改正箇所：第 1 章 3（1）、第 1 章 4、第 4 章 3、第 4 章 6、第 5 章 5、第 6 章 3（4））

居場所づくり指針においては、こどもの居場所の前提として、こどもが権利の主体であることと共に、こどもの権利が守られることが掲げられている。児童館はこどもの居場所として、「こども自身が権利の主体であることを実感できる場」（第 1 章 3（1））であることが求められている。これを実現するためには、こどもに関わる児童館職員の自発的なこどもの権利に関する学習（第 1 章 4（1））が求められることから、運営主体は職員の学習機会確保（第 5 章 5）に努める必要がある。

また、こどもが自身の権利を理解できるようにする（第 4 章 3）よう、児童館の特性を踏まえ、日常の遊びや生活の中で、こどもの権利の理解促進に取り組んでいくことが肝要である。また、保護者への啓発（第 4 章 3）や、地域住民等への情報提供等（第 4 章 6）も含め、職員、こども、保護者、地域住民等、児童館に関係するすべての人に向けたこどもの権利に関する理解を深めるような取組が求められている。

こどもの権利侵害事案への対処（第 1 章 4（3））は、児童館として組織的に行うことが求められる。組織的対応には、早期発見、こどもの保護、保護者や関係機関への連絡、改善等の対応が含まれている。また、利用するこどもの年齢等によっては権利が侵害されていることを理解できてないことも想定されるため、事前の周知等が期待される。あわせて、運営管理規程で定めること（第 6 章 3（4））も検討されたい。

（4）用語

事業名等固有のものを除き、子どもの表記を「こども」に統一した。

## 2. 機能・役割

（1）遊びとソーシャルワーク（改正箇所：第 3 章 3）

児童館は利用型施設であり、さまざまな生活環境や社会的背景を有するこどもや保護者の来館が想定される。このため、こどもや子育て家庭が抱える課題を発見し、課題解決に向けた対応をソーシャルワークとして展開することが期待されている。この際、児童館において展開される遊びが、課題発見のきっかけ、課題解決に向けた取組の一助となりうる。そもそも、ソーシャルワーク展開の基盤となるのは、職員とこども・保護者との関係性であり、遊びを通じ関係性を構築することが重要である。

### 3. 活動内容

#### (1) 中・高校生世代の利用（改正箇所：第4章2(2)）

中・高校生世代の居場所が地域に不足しているという指摘があることから、児童館は、開館時間やスペース、利用方法等について、中・高校生世代が実際に利用可能な環境づくりに努めること。

#### (2) 災害時のこどもの居場所（改正箇所：第4章2(3)）

災害はその種類（地震や風水害等）や規模によって対応が異なることを前提にしつつも、こどもの心身の安全を確保するため、一時的な安全確保の場となることが求められる。その後、復興に向けた時期に応じた取組が考えられ、特にこどもの居場所・遊び場として機能しつづけるよう、地域住民等との協働が期待される。

#### (3) 新たな居場所づくり（改正箇所：第4章2(4)）

居場所づくり指針において、インターネットの普及や通信技術の進歩によって、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の空間も居場所となり、特別なニーズを持つ子どもや地域性を忌避する傾向のある子ども等にとって、初めの一步としてつながりやすいとしている。こどもの多様なニーズに応えるため、オンラインやSNSを活用した相談や交流等も検討されたい。

#### (4) 居場所づくりのコーディネーター（改正箇所：第4章2(6)、第8章3(6)）

居場所は、こどものニーズに応じて、アクセス可能な範囲で選択できることが望ましい。そのため、居場所づくり指針においては、地域全体を捉えながら、既存資源の把握やネットワーキング、利用ニーズの実態把握や、新たに居場所づくりをする人の支援、継続していくためのサポートなどを担うコーディネーターが重要であるとしている。児童館は、地域においてこどもの居場所づくりに関する情報収集・発信、助言、調整等のコーディネートを行うことや、保有する施設の利活用をはじめとして、プログラムの提供等で地域住民の居場所づくりの活動と協働することが期待される。

なお、こども家庭庁では、市町村における居場所づくりコーディネーター配置に対する財政的支援を行っているので、活用も検討されたい。

#### (5) こどもの権利や意見を尊重した活動（改正箇所：第4章3）

こどもの「意見」とは、論理的に整理されたものだけではなく、必ずしも言語化できていない気持ちや考えを含むものと考えられる。そのため、こどもの発達段階に応じて、丁寧に意見形成への支援を行うことや、意見聴取を工夫して行い、意見反映につなげることが期待される。この取組については、こども家庭庁の「こども・若者の意見の政策

反映に向けたガイドライン」(令和6年3月)<sup>1</sup>が参考となる。

#### (6) 配慮を必要とするこどもへの対応(改正箇所:第4章4)

社会的・文化的な困難や障壁(性別、国籍、社会的地位、経済的格差等)をもったこどもたちをインクルージョンの観点から支援していくことが求められていることから、児童館はインクルーシブな環境を実現することが期待されている。

### 4. 運営

#### (1) 第三者評価(改正箇所:第6章2(2))

改正前の児童館ガイドライン(以下、「旧ガイドライン」という。)では、第三者評価は可能な限り受けることが望ましいとしていたが、「可能な限り」という表現が受審せずともよいというメッセージと読み取られるとの指摘があったことから、当該表現を削除した。こどもだけで利用できるという施設特性からすると、引き続き、客観的な視点からの評価を受けることに努めることが期待されている。また、評価を受けた場合には、その結果を公表することにより、サービスの質の向上につなげることや、運営の透明性の確保という第三者評価の目的が達成されると考える。

なお、国が定めた第三者評価基準ガイドラインは、全国的な推進機関である社会福祉法人全国社会福祉協議会のホームページ<sup>2</sup>で公開していることから、参照されたい。

#### (2) 運営協議会(改正箇所:第6章3(3))

旧ガイドラインにおいて、運営協議会にこどもを構成員にすることを示したが、現状において、この取組は全国的な広がりが見られていない。このため、運営協議会におけるこどもの参画については、今後、積極的に検討いただきたい。

### 5. 安全対策

#### (1) 安全計画、業務継続計画(改正箇所:第7章)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。)の改正により、令和6年度から、児童館を含む児童福祉施設は、こどもの安全の確保を図るため、施設設備の安全点検、こどもや職員に対する施設内外での生活や取組等の安全に関する指導、職員研修等を網羅する「安全計画」を定めることが義務づけられている。これを踏まえた取組を前提としつつ、児童館ガイドラインで示されている内容と紐付けながら、安全対策を講じることが求められる。

同時に、児童館を含む児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため、また、非常時の体制で早期の業務再開を

---

<sup>1</sup> <https://www.cfa.go.jp/policies/iken/ikenhanei-guideline>

<sup>2</sup> <http://shakyo-hyouka.net/evaluation4/>

図るため、「業務継続計画」の策定が努力義務となった。当該計画の策定についても、児童館ガイドラインの該当箇所と照らし合わせて検討されたい。

(2) 置き去り事案の防止（改正箇所：第7章1(1)）

設備運営基準が改正され、児童館を含む児童福祉施設は、自動車運行時の安全確保を行うことが義務化されたことから、置き去り事案防止に向けて対応する必要があることを明示した。さらに、児童館の活動においては、公共交通機関の利用を行う場合も想定されることから、こうした場合での所在確認について追加している。こどもの乗車・降車の際には、点呼以前に、視認をしっかりと行うことが大事であり、館外活動を行う際の職員等の人員体制には十分配慮いただきたい。

(3) 交通事故の防止（改正箇所：第7章1(2)）

こども家庭庁では、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第24条第1項の規定に基づき、交通安全業務計画を策定しており、児童館での交通安全に関する取組を示している。交通安全について、こどもの発達段階や周囲の交通状況等に合わせた啓発活動を検討されたい。

(4) 性被害の防止（改正箇所：第7章6）

こどもの性被害防止のため、職員やこども等への啓発は重要であり、この際、「生命（いのち）の安全教育」の教材を活用いただくことをご検討いただきたい。当該教材は、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けることを目指すものである。主たる利用対象を学校教諭としているが、段階に応じた教材が公表されており、児童館でも活用できるものである。文部科学省ホームページ<sup>3</sup>で公開しているので、参考にされたい。

また、性暴力に関するパンフレット「こどもたちのためにできること～性被害を受けたこどもの理解と支援～」を内閣府男女共同参画局とこども家庭庁で作成し、ホームページ<sup>4</sup>で公開しているので、参考にされたい。

## 6. 大型児童館

(1) 災害時の対応（第9章3(6)）

災害時には、広域を支援対象とする大型児童館の特徴に合わせた活動が期待されており、災害により失われる可能性がある地域のこどもの居場所、遊び場機能を補完することができるような活動を検討されたい。

---

<sup>3</sup> [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/danjo/anzen/index2.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html)

<sup>4</sup> [https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/seibouryoku/pdf/pamphlet\\_2023\\_02.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/pdf/pamphlet_2023_02.pdf)

## 7. その他

今般の改正に向けての検討過程において、アンケートにより児童館を利用しているこどもの意見聴取を実施した。利用にあたって良かったこと・いやだったことについて回答していただいたところ、「友達と遊ぶことができ、友達が増えるところ」といった児童館の特性を表す肯定的な意見や、「体育館のような遊べる場所がほしい」といったハード面の充実を期待する声も多く寄せられた。こどもの意見を参照の上、新たな児童館ガイドラインを活用し、児童館運営に当たっていただきたい。なお、当該アンケートや結果を含んだこどもへのフィードバック資料はこども家庭庁ホームページ<sup>5</sup>で公開している。

以上

### 【照会先】

こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係  
電話：03(6861)0303

---

<sup>5</sup> [https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo\\_ibasho/jidoukan](https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_ibasho/jidoukan)

(別紙)

改正後	改正前
<p>児童館ガイドライン</p> <p>第1章 総則</p> <p>1 理念</p> <p>児童館は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）に掲げられた精神及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>並びにこども基本法（令和4年法律第77号）</u>の理念にのっとり、<u>こども</u>の心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化する児童福祉施設である。ゆえに児童館はその運営理念を踏まえて、国及び地方公共団体や保護者をはじめとする地域の人々とともに、年齢や発達の程度に応じて、<u>こども</u>の意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるよう<u>こども</u>の育成に努めなければならない。</p> <p>2 目的</p> <p>児童館は、18歳未満のすべての<u>こども</u>を対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、<u>こども</u>の心身を育成し情操をゆたかにすることを目的とする施設である。</p> <p>3 施設特性</p> <p>(1)施設の基本特性</p> <p>児童館は、<u>こども</u>が、その置かれている環境や状況に関わりなく、<u>権利の主体であることを実感しつつ</u>、自由に来館して過ごすことができる児童福祉施設である。児童館がその役割を果たすためには、次のことを施設の</p>	<p>児童館ガイドライン</p> <p>第1章 総則</p> <p>1 理念</p> <p>児童館は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）に掲げられた精神及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>以下「法」という。</u>の理念にのっとり、<u>子ども</u>の心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化する児童福祉施設である。ゆえに児童館はその運営理念を踏まえて、国及び地方公共団体や保護者をはじめとする地域の人々とともに、年齢や発達の程度に応じて、<u>子ども</u>の意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるよう<u>子ども</u>の育成に努めなければならない。</p> <p>2 目的</p> <p>児童館は、18歳未満のすべての<u>子ども</u>を対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、<u>子ども</u>の心身を育成し情操をゆたかにすることを目的とする施設である。</p> <p>3 施設特性</p> <p>(1)施設の基本特性</p> <p>児童館は、<u>子ども</u>が、その置かれている環境や状況に関わりなく、自由に来館して過ごすことができる児童福祉施設である。児童館がその役割を果たすためには、次のことを施設の基本特性として充実させることが求め</p>

改正後	改正前
<p>基本特性として充実させることが求められる。</p> <p>① <u>こども</u>が自らの意思でひとりでも利用することができる。</p> <p>② <u>こども</u>が遊ぶことができる。</p> <p>③ <u>こども</u>が安心してくつろぐことができる。</p> <p>④ <u>こども</u>同士にとって出会いの場になることができる。</p> <p>⑤ 年齢等の異なる<u>こども</u>と一緒に過ごし、活動を共にすることができる。</p> <p>⑥ <u>こども</u>が困ったときや悩んだときに、相談したり助けてもらえたりする職員がいる。</p> <p>(2) 児童館における遊び</p> <p><u>こども</u>の日常生活には家庭・学校・地域という生活の場がある。<u>こども</u>はそれぞれの場で人やものに関わりながら、遊びや学習、休息や団らん、文化的・社会的な体験活動などを行う。特に、遊びは、生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に<u>こども</u>の発達を増進する重要な要素が含まれている。</p> <p>(3) 児童館の特性</p> <p>児童館における遊び及び生活を通じた健全育成には、<u>こども</u>の心身の健康増進を図り、知的・社会的適応能力を高め、情操をゆたかにするという役割がある。このことを踏まえた児童館の特性は以下の3点である。</p> <p>① 拠点性</p> <p>児童館は、地域における<u>こども</u>のための拠点（館）である。 <u>こども</u>が自らの意思で利用でき、自由に遊んだりくつろいだり、年齢の</p>	<p>られる。</p> <p>① <u>子ども</u>が自らの意思でひとりでも利用することができる。</p> <p>② <u>子ども</u>が遊ぶことができる。</p> <p>③ <u>子ども</u>が安心してくつろぐことができる。</p> <p>④ <u>子ども</u>同士にとって出会いの場になることができる。</p> <p>⑤ 年齢等の異なる<u>子ども</u>と一緒に過ごし、活動を共にすることができる。</p> <p>⑥ <u>子ども</u>が困ったときや悩んだときに、相談したり助けてもらえたりする職員がいる。</p> <p>(2) 児童館における遊び</p> <p><u>子ども</u>の日常生活には家庭・学校・地域という生活の場がある。<u>子ども</u>はそれぞれの場で人やものに関わりながら、遊びや学習、休息や団らん、文化的・社会的な体験活動などを行う。特に、遊びは、生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に<u>子ども</u>の発達を増進する重要な要素が含まれている。</p> <p>(3) 児童館の特性</p> <p>児童館における遊び及び生活を通じた健全育成には、<u>子ども</u>の心身の健康増進を図り、知的・社会的適応能力を高め、情操をゆたかにするという役割がある。このことを踏まえた児童館の特性は以下の3点である。</p> <p>① 拠点性</p> <p>児童館は、地域における<u>子ども</u>のための拠点（館）である。 <u>子ども</u>が自らの意思で利用でき、自由に遊んだりくつろいだり、年齢の</p>

改正後	改正前
<p>異なる<u>子ども</u>同士と一緒に過ごすことができる。そして、それを支える「児童の遊びを指導する者」（以下「児童厚生員」という。）がいることによって、<u>子ども</u>の居場所となり、地域の拠点となる。</p> <p>② 多機能性</p> <p>児童館は、<u>子ども</u>が自由に時間を過ごし遊ぶ中で、<u>子ども</u>のあらゆる課題に直接関わることができる。これらのことについて<u>子ども</u>と一緒に考え、対応するとともに、必要に応じて関係機関に橋渡しすることができる。そして、<u>子ども</u>が直面している福祉的な課題に対応することができる。</p> <p>③ 地域性</p> <p>児童館では、地域の人々に見守られた安心・安全な環境のもとで自ら成長していくことができ、館内のみならず<u>子ども</u>の発達に応じて地域全体へ活動を広げていくことができる。そして、児童館は、地域の住民と、<u>子ども</u>に関わる関係機関等と連携して、地域における<u>子ども</u>の健全育成の環境づくりを進めることができる。</p> <p>4 社会的責任</p> <p><u>(1) 児童館は、職員自ら進んで子どもの権利について学習を行った上で、活動や支援をする必要がある。</u></p> <p><u>(2) 児童館は、子どもの人権に十分に配慮し権利擁護に努めるとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重し、子どもに影響のある事柄に関して、子どもが意見を述べ参加することを保障する必要がある。</u></p> <p><u>(3) 児童館は、子どもの権利が侵害される事案が発生した場合の対応方法について定め、あらかじめ子どもに周知しておき、事案発生時には適切に対応する必要がある。</u></p>	<p>異なる<u>子ども</u>同士と一緒に過ごすことができる。そして、それを支える「児童の遊びを指導する者」（以下「児童厚生員」という。）がいることによって、<u>子ども</u>の居場所となり、地域の拠点となる。</p> <p>② 多機能性</p> <p>児童館は、<u>子ども</u>が自由に時間を過ごし遊ぶ中で、<u>子ども</u>のあらゆる課題に直接関わることができる。これらのことについて<u>子ども</u>と一緒に考え、対応するとともに、必要に応じて関係機関に橋渡しすることができる。そして、<u>子ども</u>が直面している福祉的な課題に対応することができる。</p> <p>③ 地域性</p> <p>児童館では、地域の人々に見守られた安心・安全な環境のもとで自ら成長していくことができ、館内のみならず<u>子ども</u>の発達に応じて地域全体へ活動を広げていくことができる。そして、児童館は、地域の住民と、<u>子ども</u>に関わる関係機関等と連携して、地域における<u>子ども</u>の健全育成の環境づくりを進めることができる。</p> <p>4 社会的責任</p> <p>(新設)</p> <p><u>(1) 児童館は、子どもの人権に十分に配慮し権利擁護に努めるとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重し、子どもに影響のある事柄に関して、子どもが意見を述べ参加することを保障する必要がある。</u></p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(4) 児童館は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に児童館が行う活動内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p> <p>(5) 児童館は、<u>こども</u>の利益に反しない限りにおいて、<u>こども</u>や保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければならない。</p> <p>(6) 児童館は、<u>こども</u>や保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。</p>	<p>(2) 児童館は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に児童館が行う活動内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p> <p>(3) 児童館は、<u>子ども</u>の利益に反しない限りにおいて、<u>子ども</u>や保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければならない。</p> <p>(4) 児童館は、<u>子ども</u>や保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。</p>
<p>第2章 <u>こども</u>理解</p> <p>本章では、児童館の対象となる<u>こども</u>の発達を理解するための基礎的視点を示している。児童館では、<u>こども</u>の発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて、一人ひとりの心身の状態を把握しながら<u>こども</u>の育成に努めることが求められる。</p> <p>1 乳幼児期</p> <p>乳幼児は、大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることにより、情緒が安定するとともに、人への信頼感が育つ。そして、身近な環境に興味や関心を持ち、自発的に働きかけるなど、次第に自我が芽生える。</p> <p>乳幼児は、大人との信頼関係を基にして、<u>こども</u>同士の関係を持つようになる。この相互の関わりを通じて、身体的な発達及び知的な発達とともに、情緒的、社会的及び道徳的な発達が促される。特に、乳幼児は遊びを通して仲間との関係性を育む。この時期に多様な経験により培われた豊かな感性、好奇心、探究心や思考力は、その後の生活や学びの基礎となる。</p>	<p>第2章 <u>子ども</u>理解</p> <p>本章では、児童館の対象となる<u>子ども</u>の発達を理解するための基礎的視点を示している。児童館では、<u>子ども</u>の発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて、一人ひとりの心身の状態を把握しながら<u>子ども</u>の育成に努めることが求められる。</p> <p>1 乳幼児期</p> <p>乳幼児は、大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることにより、情緒が安定するとともに、人への信頼感が育つ。そして、身近な環境に興味や関心を持ち、自発的に働きかけるなど、次第に自我が芽生える。</p> <p>乳幼児は、大人との信頼関係を基にして、<u>子ども</u>同士の関係を持つようになる。この相互の関わりを通じて、身体的な発達及び知的な発達とともに、情緒的、社会的及び道徳的な発達が促される。特に、乳幼児は遊びを通して仲間との関係性を育む。この時期に多様な経験により培われた豊かな感性、好奇心、探究心や思考力は、その後の生活や学びの基礎となる。</p>

改正後	改正前
<p>2 児童期</p> <p>6歳から12歳は、<u>こども</u>の発達の時期区分において幼児期と思春期との間にあり、児童期と呼ばれる。児童期の<u>こども</u>は、知的能力や言語能力、規範意識等が発達し、身長や体重の増加に伴って体力が向上する。これに伴い、多様で創意工夫が加わった遊びを創造できるようになる。</p> <p>(略)</p> <p>3 思春期</p> <p>13歳から18歳は、発達の時期区分では思春期であり、自立へ向かう時期である。この時期の大きな特徴は、自己と他者との違いを意識しながら、アイデンティティの確立に思い悩み、将来に対して大きな不安を感じることである。児童館は、中学生、高校生等の<u>こども</u>（以下「中・高校生世代」という。）が集い、お互いの気持ちを表現し合うことにより、自分と仲間に対して信頼と安心を抱き、安定した生活の基盤を築くことができる。</p>	<p>2 児童期</p> <p>6歳から12歳は、<u>子ども</u>の発達の時期区分において幼児期と思春期との間にあり、児童期と呼ばれる。児童期の<u>子ども</u>は、知的能力や言語能力、規範意識等が発達し、身長や体重の増加に伴って体力が向上する。これに伴い、多様で創意工夫が加わった遊びを創造できるようになる。</p> <p>おおむね6歳～8歳には、読み・書き・計算の基本的技能の習得が始まり、成長を実感する一方で、幼児期の特徴を残している。大人に見守られる中で努力し、自信を深めていくことができる。</p> <p>おおむね9歳～10歳には、抽象的な言語を用いた思考が始まり、学習面でのつまずきもみられ始める。同年代の仲間や集団を好み、大人に頼らずに行動しようとする。</p> <p>おおむね11歳～12歳には、知識が広がり、計画性のある生活を営めるようになる。思春期・青年期の発達的特徴の芽生えが見られ、遊びの内容や仲間集団の構成が変化し始める。自立に向けて少人数の仲間ができ、個人的な関係を大切に始める。</p> <p>3 思春期</p> <p>13歳から18歳は、発達の時期区分では思春期であり、自立へ向かう時期である。この時期の大きな特徴は、自己と他者との違いを意識しながら、アイデンティティの確立に思い悩み、将来に対して大きな不安を感じることである。児童館は、中学生、高校生等の<u>子ども</u>（以下「中・高校生世代」という。）が集い、お互いの気持ちを表現し合うことにより、自分と仲間に対して信頼と安心を抱き、安定した生活の基盤を築くことができる。</p>

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>第3章 児童館の機能・役割</p> <p>(略)</p> <p>1 遊び及び生活を通じた<u>こども</u>の発達の増進</p> <p><u>こども</u>は、遊びやくつろぎ、出会い、居場所、大人の助けなどを求めて児童館を利用する。その中で、<u>こども</u>は遊びや友達、児童厚生員との関わりなどを通じて、<u>権利の主体であることを実感し</u>、自主性、社会性、創造性などを育てていく。</p> <p>児童厚生員は、<u>こども</u>一人ひとりと関わり、<u>こども</u>が自ら遊びたいことを見つけ、楽しく過ごせるように援助し、<u>こども</u>の遊びや日常生活を支援していく。</p> <p>特に遊びの場面では、児童厚生員が<u>こども</u>の感情・気分・雰囲気や技量の差などに心を配り、<u>こども</u>同士が遊びを通じて成長し合えるように援助することが求められる。</p> <p>そのため、児童厚生員は一人ひとりの<u>こども</u>の発達特性を理解し、遊び</p>	<p>文化的・芸術的活動、レクリエーション等に、自らの意思で挑戦することを通して、成長することができる。自己実現の場を提供し、その葛藤や成長に寄り添い、話を聴くことで、心配や不安を軽減し、喜びを共有するような役割が求められる。自己効力感や自己肯定感の醸成も自立に向かうこの時期には重要である。</p> <p>第3章 児童館の機能・役割</p> <p>本章では、児童館の理念と目的に基づく機能・役割を5項目に区分して示している。この章は、第4章の活動内容と合わせて理解することが求められる。</p> <p>1 遊び及び生活を通じた<u>子ども</u>の発達の増進</p> <p><u>子ども</u>は、遊びやくつろぎ、出会い、居場所、大人の助けなどを求めて児童館を利用する。その中で、<u>子ども</u>は遊びや友達、児童厚生員との関わりなどを通じて、自主性、社会性、創造性などを育てていく。</p> <p>児童厚生員は、<u>子ども</u>一人ひとりと関わり、<u>子ども</u>が自ら遊びたいことを見つけ、楽しく過ごせるように援助し、<u>子ども</u>の遊びや日常生活を支援していく。</p> <p>特に遊びの場面では、児童厚生員が<u>子ども</u>の感情・気分・雰囲気や技量の差などに心を配り、<u>子ども</u>同士が遊びを通じて成長し合えるように援助することが求められる。</p> <p>そのため、児童厚生員は一人ひとりの<u>子ども</u>の発達特性を理解し、遊び及び生活の場での継続的な関わりを通して適切な支援をし、発達の増進に</p>

改正後	改正前
<p>及び生活の場での継続的な関わりを通して適切な支援をし、発達の増進に努めることが求められる。</p> <p>2 <u>こども</u>の安定した日常の生活の支援  児童館は、<u>こども</u>の遊びの拠点と居場所となることを通して、その活動の様子から、必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることによって、<u>こども</u>の安定した日常の生活を支援することが大切である。  児童館が<u>こども</u>にとって日常の安定した生活の場になるためには、最初に児童館を訪れた<u>こども</u>が「来てよかった」と思え、利用している<u>こども</u>がそこに自分の求めている場や活動があつて、必要な場合には援助があることを実感できるようになっていることが必要となる。そのため、児童館では、訪れる<u>こども</u>の心理と状況に気付き、<u>こども</u>と信頼関係を築く必要がある。</p> <p>3 <u>こども</u>と子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応  <u>こども</u>と子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生を予防し、かつ早期発見に努め、専門機関と連携して適切に<u>ソーシャルワークを展開</u>すること。その際、児童館を利用する<u>こども</u>や保護者の様子を観察することや、<u>こども</u>や保護者と一緒になって活動していく中で、普段と違ったところを感じ取ることが大切である。<u>これらを円滑に進めるための基盤は、児童館で展開される遊びである。遊びにより、こどもや保護者を惹きつけ、こどもの気持ちや、その中にある課題等を表現しやすくする環境をつくること</u>ができると考えられる。</p>	<p>努めることが求められる。</p> <p>2 <u>子ども</u>の安定した日常の生活の支援  児童館は、<u>子ども</u>の遊びの拠点と居場所となることを通して、その活動の様子から、必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることによって、<u>子ども</u>の安定した日常の生活を支援することが大切である。  児童館が<u>子ども</u>にとって日常の安定した生活の場になるためには、最初に児童館を訪れた<u>子ども</u>が「来てよかった」と思え、利用している<u>子ども</u>がそこに自分の求めている場や活動があつて、必要な場合には援助があることを実感できるようになっていることが必要となる。そのため、児童館では、訪れる<u>子ども</u>の心理と状況に気付き、<u>子ども</u>と信頼関係を築く必要がある。</p> <p>3 <u>子ども</u>と子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応  <u>子ども</u>と子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生を予防し、かつ早期発見に努め、専門機関と連携して適切に対応すること。その際、児童館を利用する<u>子ども</u>や保護者の様子を観察することや、<u>子ども</u>や保護者と一緒になって活動していく中で、普段と違ったところを感じ取ることが大切である。</p>

改正後	改正前
<p>4 子育て家庭への支援 (略)</p> <p>5 <u>こども</u>の育ちに関する組織や人とのネットワークの推進 地域組織活動の育成を支援し、<u>こども</u>の育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域の<u>こども</u>を健全に育成する拠点としての役割を担うこと。 その際、地域の<u>こども</u>の健全育成に資するボランティア団体や活動と連携し、地域で子育てを支え合う環境づくりに協力することが求められる。</p> <p>第4章 児童館の活動内容</p> <p>本章では、第3章の児童館の機能・役割を具体化する主な活動内容を8項目に分けて示している。実際の活動に当たっては、この章を参照しながら、<u>こども</u>や地域の実情を具体的に把握し、創意工夫して取り組むことが望まれる。</p>	<p>4 子育て家庭への支援 子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援すること。 その際、地域や家庭の実態等を十分に考慮し、保護者の気持ちを理解し、その自己決定を尊重しつつ、相互の信頼関係を築くことが大切である。 また、乳幼児を対象とした活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促進する。 さらに、地域における子育て家庭を支援するために、地域の子育て支援ニーズを把握するよう努める。</p> <p>5 <u>子ども</u>の育ちに関する組織や人とのネットワークの推進 地域組織活動の育成を支援し、<u>子ども</u>の育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域の<u>子ども</u>を健全に育成する拠点としての役割を担うこと。 その際、地域の<u>子ども</u>の健全育成に資するボランティア団体や活動と連携し、地域で子育てを支え合う環境づくりに協力することが求められる。</p> <p>第4章 児童館の活動内容</p> <p>本章では、第3章の児童館の機能・役割を具体化する主な活動内容を8項目に分けて示している。実際の活動に当たっては、この章を参照しながら、<u>子ども</u>や地域の実情を具体的に把握し、創意工夫して取り組むことが望まれる。</p>

改正後	改正前
<p>1 遊びによる<u>こども</u>の育成</p> <p>(1) <u>こども</u>にとっては、遊びが生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に<u>こども</u>の発達を増進する重要な要素が含まれている。このことを踏まえ、<u>こども</u>が遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒をゆたかにするよう援助すること。</p> <p>(2) 児童館は、<u>こども</u>が自ら選択できる自由な遊びを保障する場である。それを踏まえ、<u>こども</u>が自ら遊びを作り出したり遊びを選択したりすることを大切にすること。</p> <p>(3) <u>こども</u>同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるように援助すること。</p> <p>2 <u>こども</u>の居場所の提供</p> <p>(1) 児童館は、<u>こども</u>が安全に安心して過ごせる居場所になることが求められる。そのため、自己効力感や自己肯定感が醸成できるような環境づくりに努めるとともに、<u>こども</u>の自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助を行うこと。</p> <p>(2) 児童館は、中・高校生世代も利用できる施設である。受入れに際しては、<u>開館時間等について</u>、実際に利用可能な環境づくりに努めること。また、中・高校生世代は、話し相手や仲間を求め、自分の居場所として児童館を利用するなどの思春期の発達特性をよく理解し、自主性を尊重し、社会性を育むように援助すること。</p> <p><u>(3) 児童館は、災害発生直後には、地域のこどもの一時的な安全確保の場となることが求められる。その後、被災した地域のこどもの居場所・</u></p>	<p>1 遊びによる<u>子ども</u>の育成</p> <p>(1) <u>子ども</u>にとっては、遊びが生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に<u>子ども</u>の発達を増進する重要な要素が含まれている。このことを踏まえ、<u>子ども</u>が遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒をゆたかにするよう援助すること。</p> <p>(2) 児童館は、<u>子ども</u>が自ら選択できる自由な遊びを保障する場である。それを踏まえ、<u>子ども</u>が自ら遊びを作り出したり遊びを選択したりすることを大切にすること。</p> <p>(3) <u>子ども</u>同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるように援助すること。</p> <p>2 <u>子ども</u>の居場所の提供</p> <p>(1) 児童館は、<u>子ども</u>が安全に安心して過ごせる居場所になることが求められる。そのため、自己効力感や自己肯定感が醸成できるような環境づくりに努めるとともに、<u>子ども</u>の自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助を行うこと。</p> <p>(2) 児童館は、中・高校生世代も利用できる施設である。受入れに際しては、実際に利用可能な環境づくりに努めること。また、中・高校生世代は、話し相手や仲間を求め、自分の居場所として児童館を利用するなどの思春期の発達特性をよく理解し、自主性を尊重し、社会性を育むように援助すること。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>遊び場として機能するよう努めること。その際には、地域住民等との協働により、持続可能な活動を目指すこと。</u></p> <p><u>(4) こどもの多様なニーズを踏まえ、オンラインや SNS を活用した相談や交流等、新たな居場所づくりも検討すること。</u></p> <p><u>(5) 児童館を利用した経験のある若者を支援し、若者の居場所づくりに協力することにも配慮すること。</u></p> <p><u>(6) 児童館は、こどもの居場所づくりにおけるコーディネーターとしての役割が期待されているため、地域住民等が行うこどもの居場所づくりについて、情報収集や助言、連携した取組の実施等を行うことを検討すること。その際、児童館の施設の利活用やプログラムの提供等も考えられる。</u></p> <p>3 <u>こどもの権利や意見を尊重した活動の実施</u></p> <p><u>(1) こどもたちが日常の遊びや生活の中で、こどもの権利を理解できるような環境や機会を設けること。また、保護者とこどもがともに、こどもの権利について学ぶことができるように努めること。</u></p> <p><u>(2) こどもの年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう、意見形成への支援・意見聴取を行い、意見反映に努めること。</u></p> <p><u>(3) 児童館の活動や地域の行事、多様な社会的活動にこどもが参加・参画して自由に意見を述べるようにすること。</u></p> <p><u>(4) こどもの話し合いの場を計画的に設け、こども同士の役割分担を支援するなど、自分たちで活動を作り上げることができるよう援助すること。</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>(3) 児童館を利用した経験のある若者を支援し、若者の居場所づくりに協力することにも配慮すること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>3 <u>子どもが意見を述べる場の提供</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(1) 児童館は、子どもの年齢及び発達に応じて子どもの意見が尊重されるように努めること。</u></p> <p><u>(2) 児童館の活動や地域の行事に子どもが参加して自由に意見を述べるようにすること。</u></p> <p><u>(3) 子どもの話し合いの場を計画的に設け、中・高校生世代が中心となり子ども同士の役割分担を支援するなど、自分たちで活動を作り上げることができるよう援助すること。</u></p>

改正後	改正前
<p>(5) <u>こども</u>の自発的活動を継続的に支援し、<u>こども</u>の視点や意見が児童館の運営や地域の活動に生かせるように努めること。</p> <p>4 配慮を必要とする<u>こども</u>への対応</p> <p>(1) 障害のある<u>こども</u>への対応は、障害の有無にかかわらず<u>こども</u>同士がお互いに協力できるよう活動内容や環境について配慮すること。</p> <p>(2) 家庭や友人関係等に悩みや課題を抱える<u>こども</u>への対応は、家庭や学校等と連絡をとり、適切な支援をし、児童館が安心できる居場所となるように配慮すること。</p> <p>(3) <u>こども</u>の間でいじめ等の関係が生じないように配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期対応に努め、児童厚生員等が協力して適切に対応すること。</p> <p>(4) <u>こども</u>の状況や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村（特別区を含む。以下同じ。）や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で協議するなど、適切に対応することが求められること。</p> <p>(5) 児童虐待が疑われる場合には、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して適切な対応を図ること。</p> <p>(6) <u>こども</u>に福祉的な課題があると判断した場合には、地域のニーズを把握するための包括的な相談窓口としての機能を生かし、地域や学校、<u>要保護児童対策地域協議会</u>その他相談機関等の必要な社会資源との連携により、適切な<u>機関や居場所等につなぐ等</u>の支援を行うこと。</p> <p>(7) 障害のある<u>こども</u>の利用に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮</p>	<p>(4) <u>子ども</u>の自発的活動を継続的に支援し、<u>子ども</u>の視点や意見が児童館の運営や地域の活動に生かせるように努めること。</p> <p>4 配慮を必要とする<u>子ども</u>への対応</p> <p>(1) 障害のある<u>子ども</u>への対応は、障害の有無にかかわらず<u>子ども</u>同士がお互いに協力できるよう活動内容や環境について配慮すること。</p> <p>(2) 家庭や友人関係等に悩みや課題を抱える<u>子ども</u>への対応は、家庭や学校等と連絡をとり、適切な支援をし、児童館が安心できる居場所となるように配慮すること。</p> <p>(3) <u>子ども</u>の間でいじめ等の関係が生じないように配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期対応に努め、児童厚生員等が協力して適切に対応すること。</p> <p>(4) <u>子ども</u>の状況や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村（特別区を含む。以下同じ。）や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で協議するなど、適切に対応することが求められること。</p> <p>(5) 児童虐待が疑われる場合には、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して適切な対応を図ること。</p> <p>(6) <u>子ども</u>に福祉的な課題があると判断した場合には、地域のニーズを把握するための包括的な相談窓口としての機能を生かし、地域や学校その他相談機関等の必要な社会資源との連携により、適切な支援を行うこと。</p> <p>(7) 障害のある<u>子ども</u>の利用に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮</p>

改正後	改正前
<p>に努めること。</p> <p><u>(8) インクルージョン(包容・参加)の観点から障害のある子どもや、社会的・文化的な困難を抱える子ども等へ必要な配慮を行うこと。</u></p> <p>5 子育て支援の実施</p> <p>(1) 保護者の子育て支援</p> <p>① <u>子ども</u>とその保護者が、自由に交流できる場を提供し、交流を促進するように配慮すること。</p> <p>② <u>子ども</u>の発達上の課題について、気軽に相談できるような子育て支援活動を実施し、保護者が広く地域の人々との関わりをもてるように支援すること。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 乳幼児支援</p> <p>(略)</p> <p>② 子育て支援活動の実施に当たっては、<u>子ども</u>の発達課題や年齢等を十分に考慮して行うこと。また、計画的・定期的を実施することにより、<u>子ども</u>と保護者との関わりを促すこと。さらに、参加者が役割分担をす</p>	<p>に努めること。</p> <p>(新設)</p> <p>5 子育て支援の実施</p> <p>(1) 保護者の子育て支援</p> <p>① <u>子ども</u>とその保護者が、自由に交流できる場を提供し、交流を促進するように配慮すること。</p> <p>② <u>子ども</u>の発達上の課題について、気軽に相談できるような子育て支援活動を実施し、保護者が広く地域の人々との関わりをもてるように支援すること。</p> <p>③ 児童虐待の予防に心掛け、保護者の子育てへの不安や課題には関係機関と協力して継続的に支援するとともに、必要に応じ相談機関等につなぐ役割を果たすこと。</p> <p>④ 児童館を切れ目のない地域の子育て支援の拠点として捉え、妊産婦の利用など幅広い保護者の子育て支援に努めること。</p> <p>(2) 乳幼児支援</p> <p>① 乳幼児は保護者とともに利用する。児童館は、保護者と協力して乳幼児を対象とした活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促進すること。</p> <p>② 子育て支援活動の実施に当たっては、<u>子ども</u>の発達課題や年齢等を十分に考慮して行うこと。また、計画的・定期的を実施することにより、<u>子ども</u>と保護者との関わりを促すこと。さらに、参加者が役割分担をす</p>

改正後	改正前
<p>るなどしながら主体的に運営できるように支援すること。</p> <p>(3) 乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取組</p> <p>① 子育てにおける乳幼児と保護者の体験を広げ、<u>こども</u>への愛情を再認識する機会になるとともに、中・高校生世代等の<u>こども</u>を乳幼児の成長した姿と重ね合わせる機会となるよう取り組むこと。</p> <p>② 中・高校生世代をはじめ、小学生も成長段階に応じて<u>こども</u>を生み育てることの意義を理解し、<u>こども</u>や家庭の大切さを理解することが期待できるため、乳幼児と触れ合う機会を広げるための取組を推進すること。</p> <p>③ 実施に当たっては、乳幼児の権利と保護者の意向を尊重し、学校・家庭や<u>児童館等を拠点とする地域組織活動</u>等との連携を図りつつ行うこと。</p> <p>(4) 地域の子育て支援 (略)</p> <p>6 地域の健全育成の環境づくり</p>	<p>るなどしながら主体的に運営できるように支援すること。</p> <p>(3) 乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取組</p> <p>① 子育てにおける乳幼児と保護者の体験を広げ、<u>子ども</u>への愛情を再認識する機会になるとともに、中・高校生世代等の<u>子ども</u>を乳幼児の成長した姿と重ね合わせる機会となるよう取り組むこと。</p> <p>② 中・高校生世代をはじめ、小学生も成長段階に応じて<u>子ども</u>を生み育てることの意義を理解し、<u>子ども</u>や家庭の大切さを理解することが期待できるため、乳幼児と触れ合う機会を広げるための取組を推進すること。</p> <p>③ 実施に当たっては、乳幼児の権利と保護者の意向を尊重し、学校・家庭や<u>母親クラブ</u>等との連携を図りつつ行うこと。</p> <p>(4) 地域の子育て支援</p> <p>① 地域の子育て支援ニーズを把握し、包括的な相談窓口としての役割を果たすように努めること。</p> <p>② 子育て支援ニーズの把握や相談対応に当たっては、保育所、学校等と連携を密にしながら行うこと。</p> <p>③ 地域住民やNPO、関係機関と連携を図り、協力して活動するなど子育てに関するネットワークを築き、子育てしやすい環境づくりに努めること。</p> <p>6 地域の健全育成の環境づくり</p>

改正後	改正前
<p><u>(1) NPO、関係機関等と連携を図り、こどもの権利に関する情報提供等の啓発に努める。</u></p> <p>(2) 児童館の活動内容等を広報するとともに、地域の様々な<u>こども</u>の育成活動に協力するなど、児童館活動に関する理解や協力が得られるように努めること。</p> <p>(3) 児童館を利用する<u>こども</u>が地域住民と直接交流できる機会を設けるなど、地域全体で健全育成を進める環境づくりに努めること。</p> <p><u>(4) こどもの健全育成を推進する地域の児童福祉施設として、児童館等を拠点とする</u>地域組織活動等の協力を得ながら、その機能を発揮するように努めること。</p> <p>(5) 地域の児童遊園や公園、<u>こども</u>が利用できる施設等を活用したり、児童館がない地域に出向いたりして、遊びや児童館で行う文化的活動等の体験の機会を提供するように努めること。</p> <p>7 ボランティア等の育成と活動支援</p> <p>(1) 児童館を利用する<u>こども</u>が、ボランティアリーダーとして仲間と積極的に関わる中で組織的に活動し、児童館や地域社会で自発的に活動できるように支援すること。</p> <p>(2) 児童館を利用する<u>こども</u>が、ボランティアとして適宜、活動できるように育成・援助し、成人になっても児童館とのつながりが継続できるようにすること。</p> <p>(略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(1) 児童館の活動内容等を広報するとともに、地域の様々な<u>子ども</u>の育成活動に協力するなど、児童館活動に関する理解や協力が得られるように努めること。</p> <p>(2) 児童館を利用する<u>子ども</u>が地域住民と直接交流できる機会を設けるなど、地域全体で健全育成を進める環境づくりに努めること。</p> <p>(3) <u>子ども</u>の健全育成を推進する地域の児童福祉施設として、地域組織活動等の協力を得ながら、その機能を発揮するように努めること。</p> <p>(4) 地域の児童遊園や公園、<u>子ども</u>が利用できる施設等を活用したり、児童館がない地域に出向いたりして、遊びや児童館で行う文化的活動等の体験の機会を提供するように努めること。</p> <p>7 ボランティア等の育成と活動支援</p> <p>(1) 児童館を利用する<u>子ども</u>が、ボランティアリーダーとして仲間と積極的に関わる中で組織的に活動し、児童館や地域社会で自発的に活動できるように支援すること。</p> <p>(2) 児童館を利用する<u>子ども</u>が、ボランティアとして適宜、活動できるように育成・援助し、成人になっても児童館とのつながりが継続できるようにすること。</p> <p>(3) 地域住民が、ボランティア等として児童館の活動に参加できる機会を提供し、地域社会でも自発的に活動ができるように支援すること。</p> <p>(4) 中・高校生世代、大学生等を対象としたボランティアの育成や職場</p>

改正後	改正前
<p>8 放課後児童クラブ <u>(放課後児童健全育成事業)</u> の実施と連携</p> <p>(1) 児童館で放課後児童クラブを実施する場合には、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）及び放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年雇児発 0331 第 34 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づいて行うよう努め、児童館の持つ機能を生かし、次のことに留意すること。</p> <p>① 児童館に来館する <u>こども</u> と放課後児童クラブに在籍する <u>こども</u> が交流できるよう遊びや活動に配慮すること。</p> <p>② 多数の <u>こども</u> が同一の場所で活動することが想定されるため、児童館及び放課後児童クラブのそれぞれの活動が充実するよう、遊びの内容や活動場所等について配慮すること。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 児童館での活動に、近隣の放課後児童クラブの <u>こども</u> が参加できるように配慮するとともに、協力して行事を行うなどの工夫をすること。</p> <p>第 5 章 児童館の職員</p> <p>(略)</p>	<p>体験、施設実習の受入れなどに努めること。</p> <p>8 放課後児童クラブの実施と連携</p> <p>(1) 児童館で放課後児童クラブを実施する場合には、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）及び放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年雇児発 0331 第 34 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づいて行うよう努め、児童館の持つ機能を生かし、次のことに留意すること。</p> <p>① 児童館に来館する <u>子ども</u> と放課後児童クラブに在籍する <u>子ども</u> が交流できるよう遊びや活動に配慮すること。</p> <p>② 多数の <u>子ども</u> が同一の場所で活動することが想定されるため、児童館及び放課後児童クラブのそれぞれの活動が充実するよう、遊びの内容や活動場所等について配慮すること。</p> <p>③ 放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用すること。</p> <p>(2) 児童館での活動に、近隣の放課後児童クラブの <u>子ども</u> が参加できるように配慮するとともに、協力して行事を行うなどの工夫をすること。</p> <p>第 5 章 児童館の職員</p> <p>本章では、すべての児童館職員に関わる児童館活動及び運営に関する主な業務と館長、児童厚生員のそれぞれの職務について示すとともに、児童館の社会的責任に基づく職場倫理のあり方と運営内容向上のための研修等について記述している。児童館職員は、児童福祉施設としての特性を</p>

改正後	改正前
<p>1 児童館活動及び運営に関する業務 (略)</p> <p>2 館長の職務 (略)</p> <p>(6) 必要に応じ<u>子ども</u>の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。</p>	<p>理解して、職務に取り組むことが求められる。</p> <p>1 児童館活動及び運営に関する業務</p> <p>(1) 児童館の目標や事業計画、活動計画を作成する。</p> <p>(2) 遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓を行う。</p> <p>(3) 活動や事業の結果を職員間で共有し振り返り、充実・改善に役立てる。</p> <p>(4) 運営に関する申合せや引継ぎ等のための会議や打合せを行う。</p> <p>(5) 日常の利用状況や活動の内容等について記録する。</p> <p>(6) 業務の実施状況や施設の管理状況等について記録する。</p> <p>(7) 広報活動を通じて、児童館の内容を地域に発信する。</p> <p>2 館長の職務</p> <p>児童館には館長を置き、主な職務は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 児童館の利用者の状況を把握し、運営を統括する。</p> <p>(2) 児童厚生員が業務を円滑に遂行できるようにする。</p> <p>(3) 子育てを支援する人材や組織、地域の社会資源等との連携を図り、子育て環境の充実に努める。</p> <p>(4) 利用者からの苦情や要望への対応を職員と協力して行い、運営や活動内容の充実と職員の資質の向上を図る。</p> <p>(5) 子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携して解決に努める。</p> <p>(6) 必要に応じ<u>子ども</u>の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>3 児童厚生員の職務</p> <p>児童館には児童厚生員を置き、主な職務は以下のとおりとする。なお、<u>こども</u>や保護者と関わる際には、利用者の気持ちに寄り添った支援が求められる。</p> <p>(1) <u>こども</u>の育ちと子育てに関する地域の実態を把握する。</p> <p>(2) <u>こども</u>の遊びを援助するとともに、遊びや生活に密着した活動を通じて<u>こども</u>一人ひとりと<u>こども</u>集団の主体的な成長を支援する。</p> <p>(3) 発達や家庭環境などの面で特に援助が必要な<u>こども</u>への支援を行う。</p> <p>(4) 地域の<u>こども</u>の活動や、子育て支援の取組を行っている団体等と協力して、<u>こども</u>の遊びや生活の環境を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>(6) <u>こども</u>の活動の様子から配慮が必要とされる<u>こども</u>については、個別の記録をとり継続的な援助ができるようにする。</p> <p>(略)</p> <p>4 児童館の職場倫理</p> <p>(略)</p>	<p>3 児童厚生員の職務</p> <p>児童館には児童厚生員を置き、主な職務は以下のとおりとする。なお、<u>子ども</u>や保護者と関わる際には、利用者の気持ちに寄り添った支援が求められる。</p> <p>(1) <u>子ども</u>の育ちと子育てに関する地域の実態を把握する。</p> <p>(2) <u>子ども</u>の遊びを援助するとともに、遊びや生活に密着した活動を通じて<u>子ども</u>一人ひとりと<u>子ども</u>集団の主体的な成長を支援する。</p> <p>(3) 発達や家庭環境などの面で特に援助が必要な<u>子ども</u>への支援を行う。</p> <p>(4) 地域の<u>子ども</u>の活動や、子育て支援の取組を行っている団体等と協力して、<u>子ども</u>の遊びや生活の環境を整備する。</p> <p>(5) 児童虐待を防止する観点から保護者等利用者への情報提供などを行うとともに、早期発見に努め、対応・支援については市町村や児童相談所と協力する。</p> <p>(6) <u>子ども</u>の活動の様子から配慮が必要とされる<u>子ども</u>については、個別の記録をとり継続的な援助ができるようにする。</p> <p>(7) 子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携して解決に努める。</p> <p>4 児童館の職場倫理</p> <p>(1) 職員は倫理規範を尊重し、常に意識し、遵守することが求められる。また活動や指導内容の向上に努めなければならない。これは、児童館で活動するボランティアにも求められることである。</p>

改正後	改正前
<p>(2) 職員に求められる倫理として、次のようなことが考えられる。</p> <p>① <u>子ども</u>の人権尊重と権利擁護、<u>子ども</u>の性差・個人差への配慮に関すること。</p> <p>(略)</p> <p>③ <u>子ども</u>に身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること。</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>子ども</u>に直接関わる大人として身だしなみに留意すること。</p> <p>(4) 明文化された児童館職員の倫理規範を<u>持ち、利用者に公開する</u>こと。</p> <p>5 児童館職員の研修</p> <p>(略)</p> <p>(2) 児童館の運営主体は、様々な機会を活用して研修を実施し、職員の資質向上に努めなければならない。<u>また、職員による子どもの権利に関する学習の機会を保障することに努める。</u></p> <p>(3) 市町村及び都道府県は、児童館の適切な運営を支えるよう研修等の機会を設け、館長、児童厚生員等の経験<u>や子どもの意見、ニーズ</u>に応じた研修内容にも配慮すること。</p> <p>(4) 研修が日常活動に生かされるように、職員全員が<u>子ども</u>の理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けること。</p> <p>第6章 児童館の運営</p>	<p>(2) 職員に求められる倫理として、次のようなことが考えられる。</p> <p>① <u>子ども</u>の人権尊重と権利擁護、<u>子ども</u>の性差・個人差への配慮に関すること。</p> <p>② 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な取扱の禁止に関すること。</p> <p>③ <u>子ども</u>に身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること。</p> <p>④ 個人情報の取扱とプライバシーの保護に関すること。</p> <p>⑤ 保護者、地域住民への誠意ある対応と信頼関係の構築に関すること。</p> <p>(3) <u>子ども</u>に直接関わる大人として身だしなみに留意すること。</p> <p>(4) 明文化された児童館職員の倫理規範を<u>持つ</u>こと。</p> <p>5 児童館職員の研修</p> <p>(1) 児童館の職員は、積極的に資質の向上に努めることが必要である。</p> <p>(2) 児童館の運営主体は、様々な機会を活用して研修を実施し、職員の資質向上に努めなければならない。</p> <p>(3) 市町村及び都道府県は、児童館の適切な運営を支えるよう研修等の機会を設け、館長、児童厚生員等の経験に応じた研修内容にも配慮すること。</p> <p>(4) 研修が日常活動に生かされるように、職員全員が<u>子ども</u>の理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けること。</p> <p>第6章 児童館の運営</p>

改正後	改正前
<p>本章では、「児童館の設置運営について」（平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知。以下、「設置運営要綱」という。）等に基づいて、児童館の設備と運営主体・運営管理のあり方について記述している。</p> <p><u>児童館を管理監督する自治体は、本ガイドラインの全体を理解した上で、児童館の運営主体や児童館職員に対して、児童館ガイドラインの普及啓発や研修に努めること。また、児童館の運営主体は、本ガイドラインの全体を理解して、適正な運営に努めることが求められる。</u></p> <p>1 設備 児童館活動を実施するために、以下の設備・備品を備えること。</p> <p>(略)</p> <p>③ <u>子ども</u>の年齢や発達段階に応じた活動に必要な遊具や備品等</p> <p>(2) 乳幼児や障害のある<u>子ども</u>の利用に当たって、安全を確保するとともに利用しやすい環境に十分配慮し、必要に応じ施設の改善や必要な備品等を整備すること。</p> <p>2 運営主体</p> <p>(1) 児童館の運営については、<u>子ども</u>の福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤と運営体制を有し、継続的・安定的に運営できるよう努めること。</p>	<p>本章では、「児童館の設置運営について」（平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知。以下、「設置運営要綱」という。）等に基づいて、児童館の設備と運営主体・運営管理のあり方について記述している。児童館の運営主体は、本ガイドラインの全体を理解して、適正な運営に努めることが求められる。</p> <p>1 設備 児童館活動を実施するために、以下の設備・備品を備えること。</p> <p>(1) 集会室、遊戯室、図書室、相談室、創作活動室、便所、事務執行に必要な設備のほか、必要に応じて、以下の設備・備品を備えること。</p> <p>① 静養室及び放課後児童クラブ室等</p> <p>② 中・高校生世代の文化活動、芸術活動等に必要なスペースと備品等</p> <p>③ <u>子ども</u>の年齢や発達段階に応じた活動に必要な遊具や備品等</p> <p>(2) 乳幼児や障害のある<u>子ども</u>の利用に当たって、安全を確保するとともに利用しやすい環境に十分配慮し、必要に応じ施設の改善や必要な備品等を整備すること。</p> <p>2 運営主体</p> <p>(1) 児童館の運営については、<u>子ども</u>の福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤と運営体制を有し、継続的・安定的に運営できるよう努めること。</p>

改正後	改正前
<p>(2) 運営内容について、自己評価を行い、その結果を公表するよう努め、評価を行う際には、利用者や地域住民等の意見を取り入れるよう努めること。また、<u>子どもだけで利用できる施設である特性を鑑みて、第三者評価の受審に努め、その評価結果は公表すること。</u></p> <p>(3) 市町村が他の者に運営委託等を行う場合には、その運営状況等について継続的に確認・評価し、十分に注意を払うこと。</p>	<p>(2) 運営内容について、自己評価を行い、その結果を公表するよう努め、評価を行う際には、利用者や地域住民等の意見を取り入れるよう努めること。また、<u>可能な限り第三者評価を受けることが望ましい。</u></p> <p>(3) 市町村が他の者に運営委託等を行う場合には、その運営状況等について継続的に確認・評価し、十分に注意を払うこと。</p>
<p>3 運営管理</p>	<p>3 運営管理</p>
<p>(1) 開館時間</p>	<p>(1) 開館時間</p>
<p>① 開館日・開館時間は、対象となる<u>子ども</u>の年齢、保護者の利用の利便性など、地域の実情に合わせて設定すること。</p> <p>(略)</p>	<p>① 開館日・開館時間は、対象となる<u>子ども</u>の年齢、保護者の利用の利便性など、地域の実情に合わせて設定すること。</p> <p>② 学校の状況や地域のニーズに合わせて柔軟に運営し、不規則な休館日や開館時間を設定しないようにすること。</p>
<p>(2) 利用する<u>子ども</u>の把握・保護者との連絡</p>	<p>(2) 利用する<u>子ども</u>の把握・保護者との連絡</p>
<p>① 児童館を利用する<u>子ども</u>について、住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を、必要に応じて登録するなどして把握に努めること。</p> <p>(略)</p>	<p>① 児童館を利用する<u>子ども</u>について、住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を、必要に応じて登録するなどして把握に努めること。</p> <p>② 児童館でのケガや体調不良等については、速やかに保護者へ連絡すること。</p>
<p>(3) 運営協議会等の設置</p>	<p>(3) 運営協議会等の設置</p>
<p>① 児童館活動の充実を図るため、<u>子どものほか</u>、児童委員、社会福祉協議会、<u>児童館等を拠点とする地域組織活動</u>等の地域組織の代表者、学識経験者、学校教職員、保護者等を構成員とする運営協議会等を設置し、</p>	<p>① 児童館活動の充実を図るため、児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等の地域組織の代表者<u>の他</u>、学識経験者、学校教職員、<u>子ども</u>、保護者等を構成員とする運営協議会等を設置し、その意見を聴くこと。</p>

改正後	改正前
<p>その意見を聴くこと。</p> <p>② <u>子ども</u>を運営協議会等の構成員にする場合には、会議時間の設定や意見発表の機会等があることを事前に知らせるなどに配慮し、<u>子ども</u>が参加しやすく発言しやすい環境づくりに努めること。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 運営管理規程と法令遵守</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針、利用する<u>子ども</u>の把握、保護者との連絡、事故防止、非常災害対策、<u>子ども</u>や保護者の人権への配慮、<u>子ども</u>の権利擁護 (<u>事業所において児童虐待等が行われた際の対応を含む。</u>)、守秘義務、個人情報の管理等の重要事項に関する運営管理規程を定めること。</p> <p>② 運営管理の責任者を定め、法令を遵守し職場倫理を自覚して職務に当たるよう、以下の項目について組織的に取り組むこと。</p> <p>ア <u>子ども</u>や保護者の人権への配慮、一人ひとりの人格の尊重と<u>子ども</u>の権利擁護</p> <p>イ 虐待等の<u>子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為の禁止</p> <p>(略)</p> <p>エ 業務上知り得た<u>子ども</u>や家族の秘密の守秘義務の遵守</p> <p>(略)</p>	<p>② <u>子ども</u>を運営協議会等の構成員にする場合には、会議時間の設定や意見発表の機会等があることを事前に知らせるなどに配慮し、<u>子ども</u>が参加しやすく発言しやすい環境づくりに努めること。</p> <p>③ 運営協議会等は、年間を通して定期的を開催する他、臨時的に対応すべき事項が生じた場合は、適宜開催すること。</p> <p>(4) 運営管理規程と法令遵守</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針、利用する<u>子ども</u>の把握、保護者との連絡、事故防止、非常災害対策、<u>子ども</u>や保護者の人権への配慮、<u>子ども</u>の権利擁護、守秘義務、個人情報の管理等の重要事項に関する運営管理規程を定めること。</p> <p>② 運営管理の責任者を定め、法令を遵守し職場倫理を自覚して職務に当たるよう、以下の項目について組織的に取り組むこと。</p> <p>ア <u>子ども</u>や保護者の人権への配慮、一人ひとりの人格の尊重と<u>子ども</u>の権利擁護</p> <p>イ 虐待等の<u>子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為の禁止</p> <p>ウ 国籍、信条又は社会的な身分による差別的取扱の禁止</p> <p>エ 業務上知り得た<u>子ども</u>や家族の秘密の守秘義務の遵守</p> <p>オ 関係法令に基づく個人情報の適切な取扱、プライバシーの保護</p> <p>カ 保護者への誠実な対応と信頼関係の構築</p> <p>キ 児童厚生員等の自主的かつ相互の協力、研鑽を積むことによる、事業内容の向上</p>

改正後	改正前
<p>(5) 要望、苦情への対応</p> <p>① 要望や苦情を受け付ける窓口を設け、<u>こども</u>や保護者に周知し、要望や苦情の対応の手順や体制を整備して迅速な対応を図ること。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 職員体制と勤務環境の整備</p> <p>① 児童館の職員には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。<u>以下「設備運営基準」という。</u>）第38条に規定する「児童の遊びを指導する者」（児童厚生員）の資格を有する者を2人以上置き、必要に応じその他の職員を置くこと。また、児童福祉事業全般との調整が求められるため、「社会福祉士」資格を有する者の配置も考慮すること。</p> <p>(略)</p> <p>第7章 <u>こども</u>の安全対策・衛生管理</p>	<p>ク 事業の社会的責任や公共性の自覚</p> <p>(5) 要望、苦情への対応</p> <p>① 要望や苦情を受け付ける窓口を設け、<u>子ども</u>や保護者に周知し、要望や苦情の対応の手順や体制を整備して迅速な対応を図ること。</p> <p>② 苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られる仕組みを作ること。</p> <p>(6) 職員体制と勤務環境の整備</p> <p>① 児童館の職員には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する「児童の遊びを指導する者」（児童厚生員）の資格を有する者を2人以上置き、必要に応じその他の職員を置くこと。また、児童福祉事業全般との調整が求められるため、「社会福祉士」資格を有する者の配置も考慮すること。</p> <p>② 児童館の運営責任者は、職員の勤務状況等を把握し、また、職員が健康・安全に勤務できるよう、健康診断の実施や労災保険、厚生保険や雇用保険に加入するなど、その勤務環境の整備に留意すること。また、安全かつ円滑な運営のため、常に児童厚生員相互の協力・連携がなされるよう配慮すること。</p> <p>第7章 <u>子ども</u>の安全対策・衛生管理</p>

改正後	改正前
<p>本章では、児童館における事故やケガ、<u>交通事故</u>の防止や対応、感染症や防災・防火・防犯等の安全対策について記述している。なお、安全対策には危機管理として危険の予測・防止の取組、発生した場合の適切な対応等に取り組むべきことが含まれている。</p> <p><u>児童館の運営主体は、本章の内容を理解し、設備運営基準に定められた安全計画の策定等をはじめとする取組を行い、適正な運営に努めることが求められる。</u></p> <p>1 安全管理・ケガの予防</p> <p>(1) 事故やケガ、<u>置き去り事案</u>の防止と対応</p> <p><u>子ども</u>の事故やケガを防止するため、安全対策、安全学習、安全点検と補修、緊急時の対応等に留意し、その計画や実施方法等について整えておくこと。</p> <p><u>また、児童館外での活動等において、公共交通機関を利用する場合や自動車を運行する場合は、子どもの乗車・降車の際に、視認に加え、点呼等で確実に所在を確認する。</u></p> <p><u>(2) 交通事故の防止</u></p> <p><u>利用者に対して遊びによる育成の一環として、交通安全について啓発し、交通事故を防止する。</u></p> <p><u>(3) 施設・遊具の安全点検・安全管理</u> (略)</p>	<p>本章では、児童館における事故やケガの防止や対応、感染症や防災・防火・防犯等の安全対策について記述している。なお、安全対策には危機管理として危険の予測・防止の取組、発生した場合の適切な対応等に取り組むべきことが含まれている。</p> <p>1 安全管理・ケガの予防</p> <p>(1) 事故やケガの防止と対応</p> <p><u>子ども</u>の事故やケガを防止するため、安全対策、安全学習、安全点検と補修、緊急時の対応等に留意し、その計画や実施方法等について整えておくこと。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(2) 施設・遊具の安全点検・安全管理</u></p> <p>① 日常の点検は、安全点検簿やチェックリスト等を設け、施設の室内及び屋外・遊具等の点検を毎日実施すること。その安全点検の対象には、</p>

改正後	改正前
<p>③ <u>子ども</u>に施設・遊具の適切な利用方法を伝え、安全に遊べるようにすること。</p> <p><u>(4)</u> 事故やケガの緊急時対応 (略)</p> <p>② <u>子ども</u>のケガや病気の応急処置の方法について、日頃から研修や訓練に参加し、AED（自動体外式除細動器）、「エピペン®」等の知識と技術の習得に努めること。</p> <p>また、緊急時の応急処置に必要な物品についても常備しておくことが重要であり、AEDの設置が望ましい。</p> <p>(略)</p> <p>2 アレルギー対策</p> <p>(1) アレルギー疾患のある<u>子ども</u>の利用に当たっては、保護者と協力して適切な配慮に努めること。</p> <p>(2) 児童館で飲食を伴う活動を実施するときは、事前に提供する内容について具体的に示し周知を行い、<u>誤嚥</u>事故や食物アレルギーの発生予防</p>	<p>児童館としての屋外活動も含まれる。</p> <p>② より詳細な点検を定期的に行うこと。定期的な点検に当たっては、記録をとり、改善すべき点があれば迅速に対応すること。</p> <p>③ <u>子ども</u>に施設・遊具の適切な利用方法を伝え、安全に遊べるようにすること。</p> <p><u>(3)</u> 事故やケガの緊急時対応</p> <p>① 緊急時の連絡先(救急車他)や地域の医療機関等についてあらかじめ把握して、職員全員で共有する。緊急時には速やかに対応できるようマニュアルを作成し、それに沿った訓練を行うこと。</p> <p>② <u>子ども</u>のケガや病気の応急処置の方法について、日頃から研修や訓練に参加し、AED（自動体外式除細動器）、「エピペン®」等の知識と技術の習得に努めること。</p> <p>また、緊急時の応急処置に必要な物品についても常備しておくことが重要であり、AEDの設置が望ましい。</p> <p>③ 事故やケガの発生時には、直ちに保護者への報告を行うこと。</p> <p>④ 事故やケガの発生時には、事故報告書を作成し、市町村に報告すること。</p> <p>2 アレルギー対策</p> <p>(1) アレルギー疾患のある<u>子ども</u>の利用に当たっては、保護者と協力して適切な配慮に努めること。</p> <p>(2) 児童館で飲食を伴う活動を実施するときは、事前に提供する内容について具体的に示し周知を行い、<u>誤飲</u>事故や食物アレルギーの発生予防</p>

改正後	改正前
<p>に努めること。特に、食物アレルギーについては、<u>子ども</u>の命に関わる事故を起こす可能性もあるため、危機管理の一環として対応する必要がある。そのため、保護者と留意事項や緊急時の対応等(「エピペン®」の使用や消防署への緊急時登録の有無等)についてよく相談し、職員全員が同様の注意や配慮ができるようにしておくこと。</p> <p>3 感染症対策等 (略)</p> <p>(2) 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ児童館としての対応方針を定めておくこと。<u>また、業務継続計画を定めておくことが望ましい。</u>なお、<u>子ども</u>の感染防止のために臨時に休館しなければならないと判断する場合は、市町村と協議の上で実施し、学校等関係機関に連絡すること。</p> <p>4 防災・防犯対策 (1) マニュアルの策定 災害や犯罪の発生時に適切な対応ができるよう、防災・防犯に関するマニュアル等を策定し、施設・設備や地域環境の安全点検、職員並びに関係機関が保有する安全確保に関する情報の共有等に努めること。</p> <p>(略)</p>	<p>に努めること。特に、食物アレルギーについては、<u>子ども</u>の命に関わる事故を起こす可能性もあるため、危機管理の一環として対応する必要がある。そのため、保護者と留意事項や緊急時の対応等(「エピペン®」の使用や消防署への緊急時登録の有無等)についてよく相談し、職員全員が同様の注意や配慮ができるようにしておくこと。</p> <p>3 感染症対策等 (1) 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努めること。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて、市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐこと。</p> <p>(2) 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ児童館としての対応方針を定めておくこと。なお、<u>子ども</u>の感染防止のために臨時に休館しなければならないと判断する場合は、市町村と協議の上で実施し、学校等関係機関に連絡すること。</p> <p>4 防災・防犯対策 (1) マニュアルの策定 災害や犯罪の発生時に適切な対応ができるよう、防災・防犯に関する<u>計画や</u>マニュアルを策定し、施設・設備や地域環境の安全点検、職員並びに関係機関が保有する安全確保に関する情報の共有等に努めること。</p> <p>(2) 定期的な訓練 定期的に避難訓練等を実施し、非常警報装置(学校 110 番・非常通報体</p>

改正後	改正前
<p>(4) 災害への備え</p> <p>災害発生時には、児童館が地域の避難所となることも考えられるため、必要な物品等を備えるように努めること。<u>また、業務継続計画において児童館の機能・役割の継続について検討し、こどもが安全に安心して過ごすことができる場等が確保されるよう配慮すること。</u></p> <p>5 衛生管理</p> <p>(1) <u>こども</u>の感染症の予防や健康維持のため、来館時の手洗いの励行、施設・設備の衛生管理等を行うこと。</p> <p>(2) 採光・換気等保健衛生に十分に配慮し、<u>こども</u>の健康に配慮すること。</p> <p>(略)</p>	<p>制) や消火設備等(火災報知機、消火器)を設けるなどの非常事態に備える対応策を準備すること。</p> <p>(3) 地域ぐるみの安全確保</p> <p>来館時、帰宅時の安全対策について、保護者への協力を呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動等の実施に取り組むこと。この際、平成30年7月に発出した「放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」を参考にすることが有効である。</p> <p>(4) 災害への備え</p> <p>災害発生時には、児童館が地域の避難所となることも考えられるため、必要な物品等を備えるように努めること。</p> <p>5 衛生管理</p> <p>(1) <u>子ども</u>の感染症の予防や健康維持のため、来館時の手洗いの励行、施設・設備の衛生管理等を行うこと。</p> <p>(2) 採光・換気等保健衛生に十分に配慮し、<u>子ども</u>の健康に配慮すること。</p> <p>(3) 行事等で食品を提供する場合は、衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止すること。</p>

改正後	改正前
<p><u>6 性被害防止</u></p> <p><u>性被害防止のため、こどもの発達段階に応じた啓発を行うこと。また、こども間での性暴力が発生した際に適切かつ迅速に対応できるよう体制を構築する。</u></p> <p>第8章 家庭・学校・地域との連携</p> <p>本章では、児童館が家庭・学校・地域及び関係機関等と連携する際の留意事項を記述している。児童館は、地域の<u>こども</u>の健全育成と子育て家庭を支援する拠点として、地域住民との交流や各関係機関等との情報交換、情報共有を行い、<u>こども</u>と子育て家庭を支える地域づくりに貢献することが求められる。</p> <p>1 家庭との連携</p> <p>(1) <u>こども</u>の活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡をとり適切な支援を行うこと。</p> <p>(2) <u>こども</u>の発達や家庭環境等の面で特に援助が必要な<u>こども</u>には、家庭とともに、学校、<u>こども</u>の発達支援に関わる関係機関等と協力して継続的に援助を行うこと。</p> <p>(略)</p> <p>2 学校との連携</p> <p>(略)</p>	<p>(新設)</p> <p>第8章 家庭・学校・地域との連携</p> <p>本章では、児童館が家庭・学校・地域及び関係機関等と連携する際の留意事項を記述している。児童館は、地域の<u>子ども</u>の健全育成と子育て家庭を支援する拠点として、地域住民との交流や各関係機関等との情報交換、情報共有を行い、<u>子ども</u>と子育て家庭を支える地域づくりに貢献することが求められる。</p> <p>1 家庭との連携</p> <p>(1) <u>子ども</u>の活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡をとり適切な支援を行うこと。</p> <p>(2) <u>子ども</u>の発達や家庭環境等の面で特に援助が必要な<u>子ども</u>には、家庭とともに、学校、<u>子ども</u>の発達支援に関わる関係機関等と協力して継続的に援助を行うこと。</p> <p>(3) 上記の場合には、必ず記録をとり職員間で共有を図るとともに、継続的な支援につなげるようにすること。</p> <p>2 学校との連携</p> <p>(1) 児童館の活動と学校の行事等について、適切な情報交換を行い、円</p>

改正後	改正前
<p>(2) 児童館や学校での<u>こども</u>の様子について、必要に応じて適切な情報交換が行えるように努めること。</p> <p>(3) 災害や事故・事件等<u>こども</u>の安全管理上の問題等が発生した場合には、学校と速やかに連絡を取り合い、適切な対応が取れるように連絡体制を整えておくこと。</p> <p>3 地域及び関係機関等との連携 (略)</p> <p>(3) <u>こども</u>の安全の確保、福祉的な課題の支援のため、日頃より警察、消防署、民生委員・児童委員、主任児童委員、<u>児童館等を拠点とする地域組織活動</u>、各種ボランティア団体等地域の<u>こども</u>の安全と福祉的な課題に対応する社会資源との連携を深めておくこと。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 児童館の施設及び人材等を活用して、放課後子供教室<u>等の地域学校協働活動</u>との連携を図ること。</p> <p><u>(6) 地域及び関係機関等とのネットワークを活用し、地域におけるこどもの居場所づくりの取組をコーディネート（情報収集・発信や調整等）することに努めること。</u></p>	<p>滑な運営を図ること。</p> <p>(2) 児童館や学校での<u>子ども</u>の様子について、必要に応じて適切な情報交換が行えるように努めること。</p> <p>(3) 災害や事故・事件等<u>子ども</u>の安全管理上の問題等が発生した場合には、学校と速やかに連絡を取り合い、適切な対応が取れるように連絡体制を整えておくこと。</p> <p>3 地域及び関係機関等との連携</p> <p>(1) 児童館の運営や活動の状況等について、地域住民等に積極的に情報提供を行い、理解を得るとともにその信頼関係を築くこと。</p> <p>(2) 地域住民等が児童館を活用できるように働きかけることなどにより、児童館の周知を図るとともに、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築くこと。</p> <p>(3) <u>子ども</u>の安全の確保、福祉的な課題の支援のため、日頃より警察、消防署、民生委員・児童委員、主任児童委員、<u>母親クラブ</u>、各種ボランティア団体等地域の<u>子ども</u>の安全と福祉的な課題に対応する社会資源との連携を深めておくこと。</p> <p>(4) 要保護児童対策地域協議会に積極的に参加し、関係機関との連携・協力関係を築いておくこと。</p> <p>(5) 児童館の施設及び人材等を活用して、放課後子供教室との連携を図ること。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>第9章 大型児童館の機能・役割</p> <p>設置運営要綱等に基づく大型児童館には、小型児童館及び児童センターの機能に加えて、都道府県内の小型児童館、児童センター及びその他の児童館（以下「県内児童館」という。）の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を有する「A型児童館」と、小型児童館の機能に加えて、<u>こども</u>が宿泊しながら自然を生かした遊びを通して協調性、創造性、忍耐力を高める機能を有する「B型児童館」がある。</p> <p>本章では、これらを含めて<u>こども</u>の健全育成に資するとともに、それぞれの機能が発揮されるために必要な事項について記述している。</p> <p>1 基本機能</p> <p>大型児童館は、小型児童館及び児童センターの機能・役割に加えて、固有の施設特性を有し、<u>こども</u>の健全育成の象徴的な拠点施設である。また、大型児童館の中には、他の機能を有する施設との併設等その構造や運営に多様なところがあるが、児童福祉施設である児童館の機能が十分に発揮され、<u>こども</u>の健全育成に資するとともに、それぞれの機能が発揮されるようにすることが求められる。</p> <p>なお、小型児童館及び児童センターは、<u>こども</u>が利用しやすいよう<u>こども</u>の生活圏内に設置されることが望まれるが、都道府県内全域に整備されていない地域にあっては、大型児童館が移動児童館として機能を発揮するなどして、児童館のない地域の<u>こども</u>の遊びの機会を提供することが望ましい。</p>	<p>第9章 大型児童館の機能・役割</p> <p>設置運営要綱等に基づく大型児童館には、小型児童館及び児童センターの機能に加えて、都道府県内の小型児童館、児童センター及びその他の児童館（以下「県内児童館」という。）の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を有する「A型児童館」と、小型児童館の機能に加えて、<u>子ども</u>が宿泊しながら自然を生かした遊びを通して協調性、創造性、忍耐力を高める機能を有する「B型児童館」がある。</p> <p>本章では、これらを含めて<u>子ども</u>の健全育成に資するとともに、それぞれの機能が発揮されるために必要な事項について記述している。</p> <p>1 基本機能</p> <p>大型児童館は、小型児童館及び児童センターの機能・役割に加えて、固有の施設特性を有し、<u>子ども</u>の健全育成の象徴的な拠点施設である。また、大型児童館の中には、他の機能を有する施設との併設等その構造や運営に多様なところがあるが、児童福祉施設である児童館の機能が十分に発揮され、<u>子ども</u>の健全育成に資するとともに、それぞれの機能が発揮されるようにすることが求められる。</p> <p>なお、小型児童館及び児童センターは、<u>子ども</u>が利用しやすいよう<u>子ども</u>の生活圏内に設置されることが望まれるが、都道府県内全域に整備されていない地域にあっては、大型児童館が移動児童館として機能を発揮するなどして、児童館のない地域の<u>子ども</u>の遊びの機会を提供することが望ましい。</p>

改正後	改正前
<p>2 県内児童館の連絡調整・支援 (略)</p> <p>(6) 県内児童館等を拠点とする地域組織活動の連絡調整を図り、その事務局等を置くこと。 (略)</p> <p>3 広域的・専門的健全育成活動の展開 (略)</p> <p>(1) 県内児童館等で活用できる各種遊びのプログラムを開発し、多くのこどもが遊びを体験できるようにその普及を図ること。 (略)</p>	<p>2 県内児童館の連絡調整・支援</p> <p>県内児童館の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を十分に発揮するために、次の活動に取り組むことが必要である。</p> <p>(1) 県内児童館の情報を把握し、相互に利用できるようにすること。さらに、県内児童館相互の連絡、連携を密にし、児童館活動の機能性を向上し充実を図ること。</p> <p>(2) 県内児童館の運営等を指導するとともに、児童厚生員及びボランティアを育成すること。</p> <p>(3) 県内児童館の連絡協議会等の事務局を設けること。</p> <p>(4) 県内児童館の館長や児童厚生員等職員の研修を行うこと。</p> <p>(5) 広報誌の発行等を行うことにより、児童館活動の啓発に努めること。</p> <p>(6) 県内児童館を拠点とする母親クラブ等の地域組織活動の連絡調整を図り、その事務局等を置くこと。</p> <p>(7) 大型児童館の活動の質を高めるために、積極的に全国的な研修等への参加機会を確保するとともに、都道府県の域を越えて相互に連携し積極的な情報交換を行うこと。</p> <p>3 広域的・専門的健全育成活動の展開</p> <p>都道府県内の健全育成活動の水準を維持向上するために、その内容の把握に努め、次の活動に取り組むことが必要である。</p> <p>(1) 県内児童館等で活用できる各種遊びのプログラムを開発し、多くの子どもが遊びを体験できるようにその普及を図ること。</p> <p>(2) 県内児童館のない地域等に出向き、遊びの提供、子育てや健全育成</p>

改正後	改正前
<p>(4) 県内児童館に貸し出すための優良な児童福祉文化財を保有し、<u>情報公開の上</u>、計画的に活用すること。</p> <p>(5) ホールやギャラリーなど大型児童館が有する諸室・設備等を活用し、<u>こども</u>向けの演劇やコンサートなど児童福祉文化を高める舞台の鑑賞体験を計画的に行うこと。</p> <p><u>(6) 災害発生時には、県内児童館やこどもの居場所、遊び場に対する支援を行うこと。都道府県域内の支援ネットワークづくりや県内児童館のない地域での遊びの提供、被災したこどもや保護者の保養等を検討すること。</u></p> <p>※ 用語等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域組織活動」とは、母親クラブ、子育てサークル等、<u>こども</u>の健全な育成を図るための地域住民の積極的参加による活動をいう。</li> <li>・<u>性被害防止のための啓発においては、「生命（いのち）の安全教育」等の活用が考えられる。</u></li> <li>・大型児童館については、設置運営要綱において3つの類型が示されているが、本ガイドラインでは「A型児童館」及び「B型児童館」について記述している。</li> </ul>	<p>に関する啓発に努めること。</p> <p>(3) 歴史、産業、文化等地域の特色を生かした資料等を公開すること。</p> <p>(4) 県内児童館に貸し出すための優良な児童福祉文化財を保有し、計画的に活用すること。</p> <p>(5) ホールやギャラリーなど大型児童館が有する諸室・設備等を活用し、<u>子ども</u>向けの演劇やコンサートなど児童福祉文化を高める舞台の鑑賞体験を計画的に行うこと。</p> <p>(新設)</p> <p>※ 用語等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域組織活動」とは、母親クラブ、子育てサークル等、<u>子ども</u>の健全な育成を図るための地域住民の積極的参加による活動をいう。</li> <li>・「<u>放課後児童クラブ</u>」とは、<u>法第6条第3項の2に規定する「放課後児童健全育成事業」をいう。</u></li> <li>・大型児童館については、設置運営要綱において3つの類型が示されているが、本ガイドラインでは「A型児童館」及び「B型児童館」について記述している。</li> </ul>

# こどもの居場所づくりに関する指針

令和5年12月22日

## 目次

第1章 はじめに	3
1. 策定までの経緯	3
2. こどもの居場所づくりが求められる背景	3
3. こどもの居場所づくりを通じて目指したい未来	4
第2章 こどもの居場所づくりに関する基本的事項	4
1. こどもの居場所とは	4
2. こどもの居場所の特徴	5
3. こどもの居場所づくりとは	6
4. 本指針の性質等	7
(1) 本指針の性質	7
(2) 対象となる居場所の範囲	7
(3) 対象となる子ども・若者の年齢の範囲	7
第3章 こどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点	8
1. 視点の構成	8
2. 各視点に共通する事項	8
(1) こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、子どもとともにつくる居場所	8
(2) こどもの権利の擁護	9
(3) 官民の連携・協働	9
3. 「ふやす」～多様なこどもの居場所がつくられる～	9
(1) 居場所に関する実態把握	9
(2) 既存の地域資源を活かした居場所づくり	10
(3) 新たな居場所づくりの担い手の発掘、育成	10
(4) 持続可能な居場所づくり	11
(5) 災害時におけるこどもの居場所づくり	11
4. 「つなぐ」～こどもが居場所につながる～	11
(1) こどもが見つけやすい居場所づくり	11
(2) 利用しやすい居場所づくり	12
(3) どんなこどももつながりやすい居場所づくり	12
5. 「みがく」～子どもにとって、より良い居場所となる～	13
(1) 安全・安心な居場所づくり	13
(2) 子どもとともにつくる居場所づくり	14
(3) どのように過ごし、誰と過ごすかを意識した居場所づくり	14

(4) 居場所同士や関係機関と連携・協働した居場所づくり .....	14
(5) 環境の変化に対応した居場所づくり .....	15
6. 「ふりかえる」～こどもの居場所づくりを検証する～ .....	15
<b>第4章 こどもの居場所づくりに関係する者の責務、役割</b> .....	16
<b>第5章 推進体制等</b> .....	16
1. 国における推進体制 .....	16
2. 地方公共団体における推進体制 .....	17
3. 施策の実施状況等の検証・評価 .....	17
4. 指針の見直し .....	17

## 第1章 はじめに

### 1. 策定までの経緯

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、「こども家庭庁はこどもが安心して過ごすことができる場の整備に関する事務を所掌し、政府の取組を中心的に担う」こと、「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）を閣議決定し、これに基づき強力に推進」することが定められた。

これを踏まえ、こども家庭庁の発足を待たずして、国では「こどもの居場所づくりに関する調査研究」を実施し、令和5年4月21日には、内閣総理大臣からこども家庭審議会に対し、こども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）第7条第1項に基づき、「こども大綱」の案の作成に向けた今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針及び重要事項等の検討とあわせて、「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」の案の策定に向けた具体的な事項の検討が諮問された。

こども家庭審議会では、内閣総理大臣からの諮問を受け、こども家庭審議会において3回、こどもの居場所部会において13回の議論を重ね、こどもや若者等の意見を聴く取組を実施した上で、令和5年12月に答申が行われた。以上を踏まえ、こどもの居場所づくりに関する指針を策定するものである。

### 2. こどもの居場所づくりが求められる背景

人間は社会的な動物であり、肯定的・開放的な関係の中に自分の居場所を持つことは、自己肯定感や自己有用感に関わるなど、全ての人にとって生きる上で不可欠な要素である。当然、こども・若者が生きていく上でも不可欠と言えるものであり、居場所がないことは、人とのつながりが失われ、孤独・孤立の問題と深く関係する重大な問題である。

こどもは家庭を基盤とし、地域や学校など様々な場所において、安全・安心な環境の下様々なおとなや同年齢・異年齢のこども同士との関わりの中で成長する存在であるが、社会構造や経済構造の変化により、こども・若者が居場所を持つことが難しくなっている現状にある。

すなわち、地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、こども・若者同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少しており、「こども・若者が地域コミュニティの中で育つ」ことが困難になっている。特に過疎化が進展する地方部では、こうした傾向が一層懸念される。

このような構造変化は、「地縁」や「血縁」による子育てのサポートにも影響を及ぼしており、共働き家庭やひとり親家庭の増加とあいまって、家庭における子育ての孤立化が懸念されている。かつてはこどもの居場所となり得た空き地や路地裏など、こどもが自由に遊び、過ごせる場は減少し、駄菓子屋などの結果としてこどもの居場所となっていた場も減少している。ボール遊びなどが禁止されている公園も多い。また、こども・若者へのヒアリングでは、放課後の時間においてこどもが自由に過ごせる時間が減っているとの声もあった。こうした環境の変化が進む中で、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業は学校の居場所としての役割を再認識させる契機となった。さらに、「ソーシャルディスタンス」の確保の要請は、こども・若者が居場所を持つことを一層困難にした。

他方で、こども・若者を取り巻く環境に目を転じると、児童虐待の相談対応件数の増加や不登校、いじめ重大事態の発生件数の増加、自殺するこども・若者の数の増加など、その環境は一層厳しさを増すとともに課題が複雑かつ複合化しており、こどもの権利が侵害される

事態も生じている。とりわけ厳しい環境で育つ子ども・若者は、居場所を持ちにくく、失いやすいと考えられることから、こうした喫緊の課題や個別のニーズにきめ細かに対応した居場所をつくることで、子どもの権利を守り、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援を行う必要がある。

また、価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、多様なニーズに応じた多様な居場所が求められるようになってきている。

こうした背景によって、子どもの居場所づくりの緊急性と重要性が増している中、様々な地域で、地域のニーズや特性を踏まえた多種多様な居場所づくりの実践が行われている。これは、上に述べたような環境の変化により、これまでの枠組みでは十分に拾い切れていなかったニーズに対応した取組であるとも言え、こうした各地域での居場所づくりを推進する観点から、国としても子どもの権利を基盤とした居場所づくりについて一定の考え方を示すことが求められている。

### 3. こどもの居場所づくりを通じて目指したい未来

こどもの居場所づくりが目指す理念とは、子ども基本法（令和4年法律第77号）及び「子ども政策の新たな推進体制に関する基本方針」に則り、全ての子どもが、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができるようにすることである。その際、子ども・若者の視点や子育て当事者の視点に立つこと、全ての子ども・若者の健やかな成長や幸せな状態（ウェルビーイング）の向上に資すること、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援であることが必要である。

こうした理念を社会全体で共有し、全ての子ども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、子どもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「子どもまんなか」の居場所づくりを実現する。

## 第2章 こどもの居場所づくりに関する基本的事項

### 1. こどもの居場所とは

子ども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性全てが、子ども・若者にとっての居場所になり得る。すなわち居場所とは、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。

こうした多様な場がこどもの居場所になるかどうかは、一義的には、子ども・若者本人がそこを居場所と感じるかどうかによっている。その意味で、居場所とは主観的側面を含んだ概念である。

したがって、その場や対象を居場所と感じるかどうかは、子ども・若者本人が決めることであり、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどのようにしていきたいかなど、子ども・若者が自ら決め、行動する姿勢など、子ども・若者の主体性を大切にすることが求められる。

## 2. こどもの居場所の特徴

- **個人的であり、変化しやすいものであること**

ある場所がこども・若者にとっての居場所になるかどうかは、本人がそこを居場所と感ずるかどうかによるという意味で、こどもの居場所は個人的なものである。あるこどもにとって居場所だと感ずる場や対象が、他のこどもの居場所になるとは限らないという特徴がある。

また、昨日まで居場所だと感じていた場や対象が、心理的な変化や人間関係の変化などにより、今日は居場所だと感ずられないこともある。さらに、こどもの成長や発達に伴い、同じこどもであっても求める居場所が異なってくる。このように、こどもの居場所は変化しやすいものである。

- **人との関係性の影響を受けるものであること**

その場において、他者に受け入れてもらえることや交流ができることなど、人との関係性があることが、本人が居場所と感ずることに影響している。学校やクラブ活動など、結果としてこども・若者の居場所になっている場があるのは、こうした人との関係性によるところが大きい。一方、否定的・抑圧的な関係性から距離を置き、誰とも交流せずに、自分一人で居られる場を居場所と感ずることもある。

これらは、一つの場において両立することもあれば、異なる場を持ち、本人のニーズによって使い分けることもある。

こうした人との関係性が、居場所との出会いを含め、特に支援の必要性が高いこども・若者にとってセーフティネットとして機能することもある。

- **立地や地域性、技術の進歩などの影響を受けるものであること**

例えば誰もが立ち寄れるカフェであっても、それが小学校の通学路に面しているのか、あるいは高齢者が集住している地区にあるのかで、実際の利用者は大きく異なる可能性がある。また、古くから住民が住んでいる地域なのか新興住宅街なのか、あるいは寺社が多い地域なのか商店街なのかといった、地域性によっても大きく影響を受けるものである。

また、インターネットの普及や通信技術の進歩によって、SNSやオンラインゲームの空間が居場所となったように、今後の技術の発展が新しい居場所をつくる可能性もある。

- **目的によって性質が変化し得るものであること**

こどもの居場所には、何かをすることを通じて居場所と感ずるものと、そこに居ることそのものが居場所となるものが存在する。

前者については、例えば就労支援や自立支援などの現場において、何らかの行為が求められ、その期待された行為の結果として、その場を自分の居場所であると感じやすくなる。ただし、何らかの理由で期待された行為が実施できない場合には、その場に居ることについて後ろめたさを感じるなど、居場所になりにくくなる側面がある。

一方で、特定の行為なくして、何もせず居られ、ありのままの自分を受け入れてくれるなど、その場に居ることが優先される場がある。特定行為の必要性がないために、広くこどもの居場所になりやすい側面がある。

- **多くのこどもにとって学校が居場所になっていること**

こどもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしながらか、他者と関わりながら育つ、大切な居場所の一つであり、実際に、一日の大半を過ごす場所として、学校は多くのこどもにとっての居場所となっている。とりわけ資源の少ない地方部においては、居場所という観点では学校がこどもにとってのセーフティネットとなっていることもある。不登校のこどもは、学習の機会だけでなく、居場所としての学校の役割が損なわれている状態にある。こどもが学びたいと思った時に学べる環境を整えるとともに、学校を多様なニーズや様々な背景のあるこどもを含めみんなが安心して過ごせる場所にする必要がある。

- **支援する側と支援される側との相互作用があること**

こども・若者が居場所づくりに参画し、支援に関わることは、彼ら／彼女らの成長につながり、自身の居場所にもなることがある。また、かつて支援を受けていたこども・若者が、やがて支援する側に回ることもある。とりわけ若者支援の場において、支援する者と支援される者とが一体となって居場所づくりが行われる例も多い。

- **地域づくりにつながるものであること**

こども・若者の居場所が、こども・若者のみならず、その担い手にとっても、その場が自分の居場所となり、地域における新たな交流やつながりを得られる場として機能している場合もある。特に少子高齢化が進展する地方部においては、地域づくりの一手法として地域住民の居場所づくりが進められている。また、こども・若者に限らず、保護者や高齢者などの地域住民が交流する場として、広く活用されている居場所もある。こうした取組は、こども・若者にとって、地域そのものが安全・安心な居場所となることにもつながる。

### 3. こどもの居場所づくりとは

1. に記載のとおり、居場所とは、こども・若者本人が決めるものである一方で、居場所をつくること（居場所づくり）とは、第三者が中心となって行われるものであるため、居場所と感ずることと、居場所づくりに隔たりが生じ得る。こどもの居場所づくりを進めるに当たっては、この隔たりを認識することが必要である。

こうした隔たりを乗り越え、居場所づくりにより形成される場がこども・若者にとっての居場所となるためには、こども・若者の視点に立ち、こども・若者の声を聴きながら、居場所づくりを進めることが重要である。

居場所には、こどもの居場所となることそのものを目的とするものと、別の目的で行われていたものの結果として、こどもの居場所となるものがある。例えば学校は、教育を目的とする場であるが、結果として多くのこども・若者にとっての居場所となっており、後者の典型である。このような、居場所づくりを目的としていないが、結果としてこどもの居場所となっている場が存在する実態を踏まえると、教育、福祉、医療などこども・若者と関わる幅広いおとなが、目の前のこども・若者の居場所を担い得るという自覚を持つことが重要である。

また、こどもの居場所づくりを行う上では、対象者へのアプローチとして、ユニバーサル／ポピュレーションアプローチと、ターゲット／ハイリスクアプローチの2種類が考えられる。前者は、主としてこども・若者同士や幅広い地域住民間の交流、つながりを提供するという機能が、後者は、主として個別のニーズに対応したきめ細かな（場合によって

は緊急の) 支援の提供という機能が果たされている。ただし、これら2つの機能が1つの居場所の中で混然一体となって提供されている場合もある。外国籍やケアリーバーなど特別なニーズのある子ども・若者だけが利用できる居場所づくりも必要である一方で、特別なニーズの有無に関係なく、必要な配慮をした上で誰もが来られる居場所づくりも必要である。

重要なことは、様々なニーズや特性を持つ子ども・若者が、身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができることである。どこにも居場所がない子ども・若者が生じないように、また、できるだけ多様な居場所を持てるよう支援していく必要がある。それぞれの地域において、潜在化しているものも含めたニーズを把握し、子ども・若者の特性を配慮した多様な居場所づくりに取り組む必要がある。

#### 4. 本指針の性質等

##### (1) 本指針の性質

本指針は、「子ども政策の新たな推進体制に関する基本方針」に基づき策定されるものであり、子どもの居場所づくりに関する基本的事項や基本的な視点等について国としての考え方を整理したものである。子どもの居場所づくりに直接携わる者はもとより、地方公共団体、学校、地域住民など広く子どもの居場所に関係する者がその内容を理解するとともに、子どもの居場所づくりを進める上でこれを十分に踏まえることが期待される。

##### (2) 対象となる居場所の範囲

本指針の対象となる居場所が、居場所となることを目的としてつくられた場や活動であることはもちろんであるが、第2章1. で述べているとおり、子ども・若者が過ごす場所や時間、人との関係性全てが、子ども・若者にとっての「居場所」になり得ることから、居場所づくりを目的としていない場も結果として子どもの居場所となることがある。

例えば学校は、多くの子どもにとっての重要な居場所となっており、営利活動としての塾や習い事、SNSやオンラインゲームなどの活動、ショッピングモールなども、子ども・若者によっては貴重な居場所となっていることもある。

これらの場や活動は、居場所づくりを目的として行われているものではないが、結果として子どもの居場所となっており、こうした場や活動についても、本指針で記されている内容が当てはまる部分については、その内容を十分に踏まえることが期待される。

##### (3) 対象となる子ども・若者の年齢の範囲

子どもの居場所づくりの対象となる居場所とは、学童期・思春期のみならず、大学生や20代の若者の居場所を含めた概念である。

子ども基本法において「子ども」とは「心身の発達の過程にある者」とされている。これは、18歳や20歳といった特定の年齢で必要なサポートが途切れないよう、子どもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、子どもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している。

この成長の過程をライフステージごとに示す際には、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする）とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「子ども」と「若

者」は重なり合う部分があるが、本指針では、特に心身の発達の過程にある者を念頭に置いた記載については「こども」と、また、「こども」のみならず青年期の全体が射程に入ること明確にする場合には、「こども・若者」という用語を用いている。

こどもであっても若者であっても、居場所を必要とすることについては同様であるが、その必要性の強弱や、提供される機能についてはおのずから違いがある。このため、本指針においては、若者を主たる対象とする居場所についても当然対象に含めるものの、心身の発達の過程にある「こども」を対象とする居場所づくりを中心として記載することとする。また、居場所はこども・若者本人が決めるものであるということを踏まえ、小学校就学前のこどもも視野に入れつつ、小学校就学以降のこどもを中心とした記載としている。

## 第3章 こどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点

### 1. 視点の構成

第1章3.でも述べたとおり、こどもの居場所づくりを通じて目指したい未来とは、どんな環境に生まれ育ったとしても、誰一人取り残さず、全てのこども・若者が自分の居場所を持ち、健やかな成長や身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）であることである。

こうした目指す姿の実現に向けて、こどもの居場所づくりを進めるに当たっては、以下4つの基本的な視点が重要である。これらの視点に順序や優先順位はなく、相互に関連し、また循環的に作用するものである。

- 【ふやす】 ～多様なこどもの居場所がつくられる～
- 【つなぐ】 ～こどもが居場所につながる～
- 【みがく】 ～こどもにとって、より良い居場所となる～
- 【ふりかえる】 ～こどもの居場所づくりを検証する～

### 2. 各視点に共通する事項

#### (1) こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所

上述のとおり、こども・若者が居場所と感じる場が「こどもの居場所」になるとすれば、居場所づくりを進める上で重要なのは、こども・若者の意見を聴き、こども・若者の視点に立ち、こども・若者ととともに居場所をつくっていくことである。こども・若者の意見を聴くに当たっては、意見を表明しやすい環境づくりを行うとともに、困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこども・若者について十分な配慮を行うことが必要である。また、意見の反映状況等に関するフィードバックも重要である。

こども・若者が居場所に求める要素としては多様なものがあり得るが、こども・若者へのヒアリング等の結果を踏まえると、「居たい」、「行きたい」、「やってみたい」という3つの視点が特に重要である。好きなことをして過ごせることや、いつでも行けること、リスクを恐れず何かにチャレンジできることなど、それぞれの視点には様々な要素が含まれる。これらの要素同士には、例えば、「一人で過ごせること」や「他者とコミュニケーションがとれること」といった、相互に矛盾するものも存在するが、居場所に対するこども・若者のニーズが多様であることを踏まえ、こうした一人一人の「居たい」、「行きたい」、「やってみたい」という視点に応じた居場所づくりがなされることが重要である。

## (2) こどもの権利の擁護

こども・若者は権利の主体であり、こどもの居場所において、こどもの権利が守られることは当然の前提である。こども基本法や児童の権利に関する条約の内容などを踏まえ、居場所づくりに関わるおとなが広く、こどもの権利について理解し、守っていくとともに、こども自身が、権利を侵害された時の対応方法を含め、こどもの権利について学ぶ機会を設けることも重要である。

## (3) 官民の連携・協働

こどもの居場所の中には、児童館のように地方公共団体が主体となって取り組んできたものもあれば、こども食堂のように民間団体が主な担い手となっているものもある。このように、これまで地域コミュニティや民間団体が果たしてきた役割、自主性を踏まえるとともに、特別なニーズのあるこども・若者には、公的な関与の下で支援を提供するなど、居場所の性格や機能に応じて、官民が連携・協働して取り組むことが必要である。

具体的には、課題の有無にかかわらず、地域のこども・若者や地域住民全体に開かれた交流機能に対しては、地域コミュニティの維持・発展など地域づくりに向けた活動として担い手の自主性や主体性を尊重した運営を基本とし、行政はこうした活動に多くの者が参加するよう後方支援を行うことが必要である。他方、課題を抱えたこども・若者への支援については、より専門的で個別性の高い支援がなされるよう、公的な関与の必要性が高くなると考えられる。

## 3. 「ふやす」～多様なこどもの居場所がつけられる～

こども・若者を対象としたアンケート調査やヒアリングを踏まえると、居場所がほしいものの、居場所がないと感じているこども・若者の存在が明らかになっており、こどもの居場所が十分に整備されていない現状にある。身近な地域で、こども・若者のニーズを踏まえた多様な居場所が確保されるようにしていく必要がある。

居場所を持っていることや、またその居場所が複数あることは、自己肯定感や将来への希望などの自己認識の前向きさに関係し、こどもの育ちにとって極めて重要である。また、こども・若者からのヒアリングでも意見があったように、居場所は変わりやすく、失われやすいものであることを踏まえれば、居場所を複数持てることが重要である。その際、地域全体を捉えながら、既存資源の把握やネットワークング、利用ニーズの実態把握や、新たに居場所づくりをする人の支援、継続していくためのサポートなどを担うコーディネーターの役割が重要である。

### (1) 居場所に関する実態把握

居場所づくりを進める上でまず必要になるのは、地域における居場所の実態把握である。実態把握には、大きく分けて、供給側と需要側の2つが考えられる。

供給側には、地域において既に居場所となっている資源がどれくらいあるのか、また、どんな機能を担い、実際にその機能を果たしているか、支援における課題や改善策、実施状況、どのような範囲で支援を提供しているのか、さらには、居場所づくりを支援する中間支援組織などの関連資源の有無といった内容が含まれる。その際、居場所となることを直接の目的としていないが、結果としてこどもの居場所となっているものがあることにも留意する必要がある。

需要側には、地域に住むこども・若者が自分の居場所を持てているのか、また、こども・若者が居場所についてどんなニーズを有しているのか、なぜニーズを充足できないのか、どんな要因によってニーズを満たせたのかといった内容が含まれる。こども・若者のニーズを把握する方法として、こども・若者に直接調査することも考えられるが、本人が必ずしもニーズを正確に把握していないこともあることに留意する必要がある。既に実施されているこども・若者を取り巻く環境や生活実態調査、居場所づくりに取り組む者への調査などを通じて、その地域に住むこども・若者のニーズを多角的に把握することも有効である。

## (2) 既存の地域資源を活かした居場所づくり

多様なこどもの居場所づくりを進めるに当たり、既存の地域資源を活用することも有効である。児童館や児童遊園などの児童福祉施設はもちろん公民館、図書館、青少年教育施設などの社会教育施設や子ども会、スポーツ少年団などの青少年団体、学校（学校図書館を含む。）、教育支援センター、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、公園の活用、高齢者や障害者向けの社会福祉施設、地域の社会福祉協議会、学習・生活支援事業や児童育成支援拠点事業、重層的支援体制整備事業といった既存事業の活用が考えられる。また、ボランティアによる参加など、地域の人材も重要な地域資源である。これら地域の実情に応じて、既存の地域資源を柔軟に活用していくことが求められる。このような地域資源の活用により、少子化や核家族化によって希薄となった多世代との交流や、地域とのつながりのある居場所づくりへとつながることが期待される。

とりわけ学校は、第2章2. のこどもの居場所の特徴で述べたとおり、こどもにとって大切な居場所の一つとなっていることを踏まえ、これまでも生徒指導提要において、安全・安心な居場所づくりのために、こども一人一人が、個性的な存在として尊重され、安全かつ安心して教育を受けられるように配慮することが不可欠であることを示しているほか、いじめ、不登校対策としての居場所づくりなどの取組を進めてきたところだが、学校をみんなが安心して学べる場所にする風土づくりや、家庭や地域との連携・協働を通じて、放課後を含め、学校がより多くのこどもにとっての居場所となることが求められる。

企業の中には、その社会的責任を果たす観点などから、食材や物品、活動プログラムの提供、人的支援、運営資金への支援、運営ノウハウや技術支援などこどもの居場所づくりに関する幅広い支援を、積極的に取り組むところもある。こうした企業と連携を図るとともに、その活動の見える化や先進的な取組の後押しを通じた取組の支援が重要である。

## (3) 新たな居場所づくりの担い手の発掘、育成

新たにこどもの居場所をつくっていくためには、担い手となる人材が、実際に居場所づくりに関わってみよう、始めてみようと思えるような機会提供や環境整備が重要である。例えば、こどもの居場所の立ち上げや運営のノウハウをまとめ、提供することや、こどもの居場所を実施している関係者のネットワークづくりを推進していくことが考えられる。

また、実際に立ち上げようとする時に利用できる制度など必要情報をまとめ、運営者が孤立しないための運営者同士の交流機会創出、相談窓口の開設情報など、居場所づくりが円滑に立ち上がるサポートが重要である。

これら立ち上げのサポートは、基礎自治体を始めとする行政の役割が重要であるが、基礎自治体の関与の下、民間の居場所づくりを支援する中間支援組織などを活用することも有効である。

担い手は、必ずしもおとなに限ったものではない。居場所と感じた経験から、こども・若者自身がつくりたいと思い、始めようと立ち上がることがある。こども・若者ヒアリングでは、こども自身が居場所をつくることを適切にサポートしてほしいとの意見があった。こども・若者の思いや意思に伴走し、適度な関わりで、こども・若者自身が始める居場所づくりを支えることは、こどもの居場所づくりが広がることにつながる。

#### (4) 持続可能な居場所づくり

こども・若者にとっては、自分の居場所だと感じる場が失われないことが重要である。そのため、居場所づくりとは新しく立ち上げるだけでなく、維持され、継続されることが必要である。事業の実施主体が変わったり、担当者が変わったりする場合でも、必要な引継ぎにより関係性に切れ目が生じないようにすることが重要である。

居場所づくりを担う者が事業を継続できるよう、人的・物的・経済的に必要な支援を行うこととあわせ、運営資金のやりくりや人材の採用・育成等の組織経営に関するノウハウの提供も重要である。こうしたサポートを行う存在としての中間支援組織の役割が重要である。

人材確保におけるボランティア人材の存在や、地域の居場所づくりを支える寄付など、地域や社会の理解も必要である。居場所を運営する者が積極的に情報発信を行い、透明性を確保するとともに、国や地方公共団体もこうした取組を後押しすることが求められる。

居場所づくりの担い手への支援も重要である。こども・若者に寄り添った支援ができるよう、必要な処遇の確保・改善に向けて取り組むとともに、人材育成やキャリアパスの提示、メンタルケアなど、担い手が居場所づくりを続けていくためのサポートが必要である。

#### (5) 災害時におけるこどもの居場所づくり

災害時などの非常時こそ、こどもの声を聴き、こどもの権利を守ることが必要である。災害時においてこどもが居場所を持ち、遊びの機会等が確保されるよう配慮することは、こどもの心の回復の観点からも重要である。今後、避難所におけるこどもの遊び場や学習のためのスペースの設置など、まずは災害時におけるこどもの居場所づくりに関する実態把握を行うとともに、そうした実態を踏まえた施策の推進が求められる。

### 4. 「つなぐ」～こどもが居場所につながる～

こどもの居場所になり得る場や対象がいくら整備されたとしても、こども・若者が現実的にアクセスでき、利用できるなければ、本人にとっての居場所とはならない。居場所づくりとは、居場所を創設するだけでなく、その居場所へのアクセスも含んだ概念であり、いかにこども・若者がある場を知り、見つけ、安全・安心に利用できるかについて工夫することが重要である。

また、特に地方部においては居場所に関する地域資源が乏しいこともあるが、こうした地域に暮らすこども・若者も必要な居場所を持つことができるよう、地域の実情に応じた居場所づくりが必要である。

#### (1) こどもが見つかりやすい居場所づくり

こども・若者が居場所につながるためには、まず、地域の中にあるこどもの居場所が、こども・若者や保護者に知られていることが必要である。居場所づくりを担う者の情報発信も必要であるが、地域全体として地域のどこに、どんな種類の場があるかを把握し、発信する

ことなども重要である。多様なこどもの居場所に関する情報をまとめ、マップやポータルサイトなどに可視化し、検索できるようにすることも有効である。特に、対象年齢や施設の特徴、その場の様子や過ごし方など、こども・若者にとってイメージできるような情報の掲載は、「行きたい」と思う動機づけにつながる。

こうした情報にこども・若者がアクセスできるよう、地方公共団体の福祉部門や教育委員会が連携して、こども・若者やその保護者に広く情報提供がなされるよう取り組むことが必要である。その際、地方公共団体をまたいで広域で活動する支援者に関する情報を、基礎自治体が把握できるようにすることも重要である。

これらの情報は、こども・若者が分かりやすく選べるよう情報が整理され、自分のニーズに適した場を探せるようにすることにより、こども・若者と居場所をマッチングしやすくするなどの工夫も必要である。

## (2) 利用しやすい居場所づくり

こども・若者の興味や関心、文化に即した居場所づくりは、利用しやすさを高めることにつながる。Wi-Fiが利用につながるのとこども・若者からの声もあった。困難な状況にあるこども・若者の居場所づくりにおいて、生活支援や自立支援などの目的が強調されすぎると、その目的をこども・若者が敏感に感じ取ることで、かえって利用しにくさにつながってしまうことがある。ゲームやスポーツ、音楽、動画作成など、こども・若者が興味のあるものをきっかけとして利用し始め、利用が継続する中で居場所となり、生活支援や自立支援といった当初の目的が徐々に果たされていく場合があることにも留意すべきである。

また、利用のきっかけは本人の意思だけではなく、保護者や友人、学校の教職員や地域住民、相談支援専門員や自立相談支援機関の支援員など信頼できる者からのすすめが利用しやすさにつながることもあり、こうしたつながり人や機関の役割が重要である。このため、こども・若者を取り巻く関係者が、地域のこどもの居場所について把握しておくことが必要である。とりわけ学校は、地域コミュニティの拠点になっていることもあり、こどもを居場所へとつなげる上で重要な役割を担っている。学校を地域に開かれたプラットフォームと位置づけて、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の活用やスクールソーシャルワーカーが機能する体制づくりを進めるとともに、地域において支援に携わる人材や民間団体等と一体となって、支援が必要なこどもを早期に把握し、支援につなげる取組を推進する必要がある。

移動そのものや移動にかかるコストなどが、こども・若者がその場を利用する際の障壁となることがある。近隣の公園に出向いて居場所を開催するなどアウトリーチによる居場所づくりなど移動にかかるコストを低減させる工夫も重要である。

## (3) どんなこどももつながりやすい居場所づくり

様々な課題や事情を抱えたこども・若者は、自分から居場所を見つけ、誰かに助けを求めるといったことが難しい状況にある。支援を求めることにためらいや抵抗感を感じるこども・若者も少なくない。障害児や社会的養護の下で育ったこども・若者や、不登校のこどもなど、居場所へのアクセスがしにくい状況があることにも配慮が必要である。また、その場を利用することに意欲的になれない、たとえ利用したとしても利用が途切れてしまうことがある。とりわけ、義務教育終了以降は、居住地域を離れることもあり、社会資源につながりにくい傾向がある。福祉、教育、司法などの制度の縦割りが壁となることもある。

アクセスしやすい環境整備を進めても、どうしてもつながりにくい子ども・若者が存在するという認識を持つ必要がある。

他方で、こうした複合的な困難を抱える子ども・若者こそ、居場所につながる必要が高いとも考えられる。子ども・若者が意見を表明しやすい環境を整備しつつ、焦らず子ども・若者に向き合い、行きつ戻りつをしながら、子ども・若者の信頼が得られるよう粘り強く、関係機関等と連携・協働しながら取り組むことが求められる。その際、つなげる先だけではなく、つなげようとする者においても、相談の過程を通じ関係性が構築されることにより、子ども・若者本人にとっての居場所になり得る・なっている自覚を持ちながら、子ども・若者に関わることが重要である。また、アウトリーチによる支援も有効である。

こうした困難を抱える子ども・若者にとっては、まずは居場所につながり、安心感やおとなへの信頼感を育みながら自己肯定感を高めていくことが大切であるが、居場所は、安心できる環境の中で過ごしながら、社会で活躍するためのステップとしての役割も担っていることにも留意する必要がある。

対面による居場所のみならず、オンラインの居場所は、特別なニーズを持つ子ども・若者や地域性を忌避する傾向のある子ども・若者などにとって、初めの一步としてつながりやすく、オンラインの居場所の中でサポートが完結することもある。

また、就学時や、小学校から中学校、中学校から高等学校など子ども・若者のライフステージの変化が、居場所を失うことにつながりやすい。切れ目なく居場所を持ち続けられるために、居場所同士や行政との連携が重要である。

## 5. 「みがく」～子どもにとって、より良い居場所となる～

子ども・若者を取り巻く環境は厳しさを増しており、環境変化のスピードも速くなっている。子ども自身も成長・発達により変わっていくものであり、子ども・若者にとっての居場所であり続けるためには、不断の取組が必要である。

2. でも述べたとおり、「居たい」「行きたい」「やってみたい」の3つの視点での居場所づくりは、子どもの居場所になることにつながる。それぞれの子ども・若者の特性やニーズに応じた居場所づくりが求められる。

### (1) 安全・安心な居場所づくり

居場所は、子ども・若者にとって安心して過ごすことができ、心身の安全が確保された場である必要がある。子ども・若者が居場所に居ることで、おとなから搾取されたり、犯罪に巻き込まれたりするといったことがあってはならない。

他方で、第三者から見て望ましくないと評価する場所を本人が居場所としている場合でも、第三者にできるのは、その子ども・若者が置かれている状況や思いに耳を傾け、その本人が居場所と感じられるような別の場所をつくったりつないだりしていくことであり、望ましくないからといって本人からその居場所を奪うだけでは、問題への対処として不十分である。その場合でも、法令に違反する場所が認められないことは言うまでもない。

子ども・若者は権利の主体であり、子どもの居場所において、子どもの権利が守られることは当然の前提である。子ども基本法や児童の権利に関する条約の内容などを踏まえ、居場所づくりに関わるおとなが広く、子どもの権利について理解し、守っていくとともに、子ども自身が、権利を侵害された時の対応方法を含め、子どもの権利について学ぶ機会を設けることも重要である。(再掲)

どのような場所を安全・安心と感じるかは、こども・若者によって異なり得るが、少なくとも、威圧的な態度で関わるなど、こども・若者が不安や恐怖に感じる必要がないようにすることが必要である。その際、障害児や刺激に敏感なこども・若者等にも配慮した環境設定が求められる。また、こども・若者との関わりの中で知り得た情報は、本人にとって共有されたくない情報もあるため、事前に本人の許可を得たり、共有範囲を限定したりするなどの配慮が必要である。とりわけ、家庭での養育環境に課題のあるこども・若者については留意する必要がある。

その上で、一人で居ることにホッとすることも・若者もいれば、集団の中で落ち着きを感じるこども・若者もいる。こうした多様なこども・若者のニーズを踏まえた居場所づくりが求められる。

居場所を運営するに当たっての理念や担い手の行動規範を言語化、共有し、その場に関わる全員が実践することで、その場において大切にされていることが理解でき、居場所の安心感につながる。

## (2) こどもとともにつくる居場所づくり

イベントの企画や居場所の運営ルールや規則をこども・若者とつくることなど、居場所づくりにこども・若者が参画することは、多様で変化することも・若者のニーズを捉え、より良い居場所づくりを進めるとともに、主体的な関わりを通じてこども・若者自身が権利の主体であるということを実感し、こどもの権利を守るという観点からも不可欠なものである。その際、多様なこども・若者が参画できることが、多様なニーズに応じた居場所づくりにつながる。こうした取組を継続して行っていくためには、これらがそれぞれの居場所で行われるだけでなく、地域全体で取り込まれることが重要である。例えば、地域の中でモニタリングを行い、好事例の選定や横展開などの取組を行う仕組みをつくっていくことも重要である。

## (3) どのように過ごし、誰と過ごすかを意識した居場所づくり

こどもの居場所づくりにおいて、屋内外問わず、遊びは重要な要素である。こどもにとっては、遊びが生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中にこどもの発達を増進する重要な要素が含まれている。遊びを保障し、失敗や何もしないことを含め、その場において自由な遊びを行えることは、こどもが自己効力感を高め、本人がその場を居場所と感ずるために必要なことである。

また、その場だからこそ体験できることや、興味を持ったことに取り組めることは、新たにやってみたいと感じる機会につながるため、多種多様な体験の機会が充実していることも重要である。

その場で「どう過ごせるか」は重要である一方で、それと同じくらい「誰と過ごせるか」といったその場にいる人との関係性に注目することも重要である。友人などの横の関係とともに、居場所づくりを担うおとなが、自分の話をよく聞いてくれ、受け入れてくれる、一緒に何かに取り組んでくれる、憧れの対象（ロールモデル）になるなどといった斜めの関係であることが、こどもの居場所において重要である。

## (4) 居場所同士や関係機関と連携・協働した居場所づくり

地域の特性や、主に対象とするこども・若者の層などの違いによって、それぞれの特色ある居場所づくりが行われている。こうした固有の居場所づくりを認めながらも、地域全

体でこどもの居場所づくりを推進するには、居場所同士の連携と協働が必要不可欠である。児童館、こども食堂や学習支援の場など、地域にある様々な居場所同士が対話し、互いに尊重し学び合う姿勢が求められる。

例えば、地域の多様な居場所づくりの担い手を集めたネットワーク会議を定期的で開催し、地域全体における居場所づくりの理念や目標を設定し、その地域のこどもの居場所づくりにおける大切にしたいことや、進捗を確認し合うことなどが必要である。

また、特に支援の必要性が高いこども・若者については、それぞれの居場所と、こども家庭センターや児童相談所などの行政機関との連携も重要であり、関係機関との日常的な信頼関係を構築することが求められる。

こうした連携・協働は、それぞれの居場所同士で行われるだけではなく、間をつなぐコーディネーターが重要である。各居場所や行政を含めた対話を促進し、連携・協働を進める役割を担う人材を配置・育成し、官民が連携して地域全体の居場所づくりを進めることが必要である。

#### (5) 環境の変化に対応した居場所づくり

オンラインゲームやSNSなど、デジタル空間を居場所と感ずるこども・若者も多くなっている。また、コロナ禍がこども・若者の生活に大きな影響を与えたように、社会やこども・若者を取り巻く環境の変化によって、こども・若者のニーズは変化し、居場所と感ずる場も変わり得る。こうした変化を捉え、居場所のあり方を不断に見直していくことが必要である。

このため、居場所の担い手がこうした環境変化に対応できるよう学び続けるとともに、常にこども・若者の声を聴きながら、その時々々のニーズに即した居場所づくりを進めていくことが必要である。オンラインゲームやSNSなどは、おとなや利用者同士の不適切な関わりなどのリスクが強調されがちであるが、こども・若者をこうしたリスクから守りつつ、その有用性について理解を深めていく必要がある。

### 6. 「ふりかえる」～こどもの居場所づくりを検証する～

各地域において、既に様々な居場所づくりの取組が進められているが、こうした居場所づくりの取組を検証していくことは、居場所の質と量の両面からの充実を図る上で不可欠である。居場所とは主観的側面を含む概念であり、かつ、多種多様な居場所づくりが行われている中で、これを適切に検証するための指標をどのように設定するかは困難を伴うが、こうした検証を行うことは、それぞれの居場所の改善につながるだけでなく、透明性の向上等を通じた地域社会の理解促進にも資するものである。

他方で、居場所の検証を行うことが、かえって居場所づくりの多様性や創造性を損なうことのないよう留意が必要である。

このように、居場所づくりの検証はその必要性が高いものの、現時点で効果的な評価指標等として明確に定まっているものはなく、これをどのように行っていくのかは今後の重要な検討課題である。本指針策定後、国において必要な調査研究等を行った上で、こども・若者やこどもの居場所づくりの関係者の意見を聴きながら丁寧に検討することが求められる。その際、固有の居場所での活動を測るための指標と、地域全体での活動を測るための指標という2つのレベルについて検討するとともに、特に以下の点に留意することが必要である。

- こども・若者の視点に立つことやこどもの権利擁護など、本指針で記した居場所づくりの理念や性質を踏まえた指標となっているか

- それぞれの居場所が、継続的に振り返るために活用できる指標となっているか
  - 居場所づくりの多様性や創造性を担保するような指標となっているか
- こうした指標による検証を行うに当たっては、第三者の視点や利用者を含めたこども・若者の参画を得ることも必要である。
- また、居場所があることが、こどもの育ちにとってどんな影響があるのかなど、居場所の効果や影響についての研究も十分とは言えない状況にある。こうした点についても、今後、知見を蓄積していくことが居場所づくりの検証に資するものと考えられる。

## **第4章 こどもの居場所づくりに関係する者の責務、役割**

こどもの居場所づくりに関係する全ての者が、本指針で掲げるこどもをまんなかにしたこどもの居場所づくりに関する理念等を共有するとともに、その重要性に対する関心と理解を深め、以下のように各々の役割を果たすことが必要である。

こどもの居場所づくりの重要な担い手である民間団体・機関は、本指針に掲げられた理念等を踏まえ、地域の実情に応じた取組を関係者と連携しつつ実施する。地域住民は、こうした取組への関心と理解を深め、自ら参加するとともに、こどもの見守りなど積極的な役割が期待される。

学校は、教育機関としての役割のみならず、こどものセーフティネットになるなど居場所としての役割も担っており、その認識を深めていくことが重要である。そうした認識の下、学校・家庭・地域が連携・協働することにより、地域社会との様々な関わりを通じてこどもが安心して活動できる居場所づくりを推進する。企業は、社会的責任を果たす観点から、食材や活動プログラムの提供、運営ノウハウや技術支援など積極的な役割を担うことが期待される。

市町村は、管内の状況把握等を行いつつ、関係者と連携して質と量の両面からこどもの居場所づくりを計画的に推進する。その際、必要に応じ中間支援組織を活用する。都道府県は、市町村の取組を支えとともに、管内の市町村間や都道府県間の連携を図りつつ、広域的なこどもの居場所づくりの環境整備を行う。国は、市町村及び都道府県の取組を支えとともに、地方公共団体や民間団体・機関とも連携して本指針の周知啓発を行う。また、居場所づくりに関する評価指標の策定等を通じた全国レベルでの進捗把握や、各地域で取り組まれるこどもの居場所づくりの事例収集から好事例の発信など普及促進を行う。

## **第5章 推進体制等**

こどもの居場所づくりは、児童福祉や健全育成などのこども施策、障害児や高齢者福祉などの福祉施策、学校や社会教育などの教育施策、さらには自治会・町内会やまちづくりなど様々な分野に関わることから、こうした関係者が連携して取り組む必要がある。

### **1. 国における推進体制**

本指針に基づきこどもの居場所づくり施策を総合的に推進するため、こども家庭庁が政府の取組を中心的に担い、こども家庭庁のリーダーシップの下、関係府省庁が連携・協力しつつ、政府一体となってこどもの居場所づくりを強力に推進する。

国が策定するこども大綱に本指針の内容を盛り込み、関連する他のこども施策とあわせ具体的施策を推進する。

## 2. 地方公共団体における推進体制

こども政策担当部署がリーダーシップを取る方法や、教育委員会がリーダーシップを取る方法など、地域の実情に応じて関係者が連携・協力できる体制を構築することが期待される。とりわけ、福祉部門と教育部門との連携が重要である。関係者による協議会などの会議体を置くことも考えられる。

こども基本法において、都道府県は、国のこども大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。こどもの居場所づくりについても都道府県や市町村のこども計画に位置づけ、計画的に推進していくことが求められる。

## 3. 施策の実施状況等の検証・評価

こども家庭審議会において、本指針に基づきこどもの居場所づくりに関する施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努めることが重要である。今後、国においてこどもの居場所づくりの検証の方法を十分に検討した上で、評価指標等を設定し、その進捗を定期的にフォローアップする。また、調査研究や事例収集等を通じて、こどもの居場所づくりの取組状況等を適切に把握・分析し、政策的対応に向けた検討を行う。その際、こども・若者の参画を得るとともに、こどもの居場所づくりに関係する者の意見を聴きながら丁寧に進めることが重要である。

## 4. 指針の見直し

本指針については、施策の進捗状況とその効果、社会情勢の変化等を踏まえ、こども大綱とも十分に連携を図る観点から、おおむね5年後を目途に見直しを行うこととする。